

附 属 資 料

1	京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会設置要綱	1
2	京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会委員名簿	2
3	開催経過等	3
4	配付資料	
(1)	京都市・乙訓地域公立高等学校設置状況	4
(2)	京都市・乙訓地域公立高校教育制度の主な改善経過[全日制]	5
(3)	山城・口丹・中丹・丹後通学圏府立高校教育制度の主な改善経過 [全日制]	6
(4)	公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金について	8
(5)	京都府の「私立高等学校あんしん修学支援制度」について	10
(6)	京都市・乙訓地域公立中学校卒業者の進路状況	11
(7)	中学校卒業者の高等学校進学率の推移	12
(8)	京都市・乙訓地域公立中3生数の推移	13
(9)	公立高等学校(全日制)部活動の概要	14
(10)	公立高等学校(全日制・定時制)卒業生の大学進学率推移	15
(11)	公立高等学校(全日制)卒業後の進路状況(京都市北・南通学圏)	16
(12)	普通科類・類型制度の設置趣旨等について	17

(13) 京都市・乙訓地域各通学圏における普通科の状況	18
(14) 平成24年度選抜 京都市・乙訓地域募集定員[全日制]	19
(15) 京都市・乙訓地域における普通科第Ⅰ・Ⅱ類の選抜方法	20
(16) 京都市・乙訓地域における普通科選抜制度の主な変遷	21
(17) 京都市・乙訓地域の全日制普通科における入学校の決定	22
(18) 普通科第Ⅰ類 特色選抜志願者数の推移	23
(19) 普通科第Ⅰ類 希望枠(部活動・特別活動)の志願率の推移	24
(20) 普通科第Ⅰ類志願者の希望校記入状況の推移	25
(21) 平成24年度公立高等学校入学者選抜概要(京都市・乙訓地域の 全日制普通科)について	26
(22) 平成23年度高等学校入学者選抜の状況	
・全日制課程普通科の通学区の設置状況	29
・学力検査(一般入試)の実施方法	30
・一般入試における学力検査結果と調査書の活用方法	31
・受験機会の複数化	32
・第2次募集の実施方法	33
(23) 懇談会における「教育制度」に係る意見(概要)	34
※第3回懇談会配付	
(24) 京都市・乙訓地域公立高校教育制度の改善に向けて(まとめの方向性)	
※第5回懇談会配付	36

京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会設置要綱

（設置）

第1条 より魅力ある高校教育の推進に向け、今後の京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度の在り方や改善方策について、広く意見を求めるため、京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会（以下、「懇談会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 今後の京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度の在り方に関する事。
- (2) 京都市・乙訓地域公立高等学校入学者選抜制度の改善方策に関する事。

（組織等）

第3条 懇談会は、委員15名程度で組織する。

- 2 委員は、京都府教育委員会教育長および京都市教育委員会教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

（座長及び副座長）

第4条 懇談会に、座長及び副座長をそれぞれ1名置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇談会の会議を招集し、主宰する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（関係者の出席）

第5条 懇談会は、必要に応じ関係者を招き、意見や説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 懇談会の庶務は、京都府教育庁指導部高校教育課および京都市教育委員会事務局指導部学校指導課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月31日から施行する。

京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
芦田 富男	長岡京市教育委員会教育長	副座長 (H24. 4. 27～)
井関 康宏	府立洛北高等学校長 ※任期：H24. 4. 27から	
小柿 博一	京都市立岡崎中学校教諭	
恩田 徹	京都市立洛陽工業高等学校長	
苅田 雄二	府立洛東高校前 P T A 会長	
北澤 和夫	府立山城高等学校長 ※任期：H24. 3. 31まで	副座長 (～H24. 3. 31)
久米 功一	京都市立向島東中学校 P T A 会長	座 長
小寺 正一	関西外国語大学教授	
後野 文雄	府総合教育センター人材育成支援室チーフアドバイザー	
須原 洋次	府立鳥羽高等学校長	
高橋 文正	府立嵯峨野高等学校教諭	
武田 理栄子	府立福知山高等技術専門校 専門就職指導員	
田中 尚敦	向日市立寺戸中学校長	
椿本 善規	(財)大学コンソーシアム京都副事務局長	
村上 英明	京都市立西京高等学校長	
室 保次	京都市立洛北中学校長	

【開催経過等】

第1回懇談会

日時：平成23年10月31日（月） 午後2時～同4時

場所：ルビノ京都堀川 アムールの間

第2回懇談会

日時：平成23年12月8日（木） 午後3時～同5時

場所：ルビノ京都堀川 ひえいの間

「公立高校入試に関する意識調査」の実施

期間：平成24年1月30日(月)～2月9日(木)の間で、各学校が設定した期間

第3回懇談会

日時：平成24年2月16日（木） 午前10時～正午

場所：ルビノ京都堀川 アムールの間

第4回懇談会

日時：平成24年4月27日（金） 午後2時45分～同4時45分

場所：ルビノ京都堀川 銀閣の間

第5回懇談会

日時：平成24年5月28日（月） 午前10時～正午

場所：ルビノ京都堀川 アムールの間

第6回懇談会

日時：平成24年7月10日（火） 午後2時30分～同4時30分

場所：京都平安ホテル 白河の間

京都市・乙訓地域公立高等学校設置状況

(平成23年度)

京都市北通学圏

北区、上京区、左京区、中京区、
下京区(松原中学校区に限る)、
右京区(周山中学校区を除く)、
西京区



京都市南通学圏

東山区、山科区、下京区(松原中学校区を除く)、
南区、伏見区、向日市、長岡京市、大山崎町、
八幡市(八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る)、
久御山町(大橋辺に限る)

京都市・乙訓地域公立高校教育制度の主な改善経過〔全日制〕

	主な学科改編等	入学者選抜制度
60	■普通科に類・類型制度導入 [学校新設]府立商業高（経理科、情報処理科、流通経済科、国際経済科）	■普通科に9通学圏設定 （京都市北・南・東・西通学圏＋他5通学圏） [希望校入学枠]第Ⅱ類：募集定員の30% 第Ⅰ類：募集定員の10%
3	[改編]府立桂高（農業科、園芸科） →植物クリエイト科、園芸ビジネス科	・第Ⅱ類の希望校入学枠：30%→50%
5	[新設]市立紫野高（第Ⅲ類英文系）	・第Ⅱ類の希望校入学枠：50%→100% ・第Ⅲ類の通学区域を改正（京都市4通学圏で相互に調整：20人以内）
7	[新設]市立日吉ヶ丘高（英語科）	・第Ⅰ類の希望校入学枠：10%→20%
8	[新設]府立嵯峨野高（京都こすもす科）	
9	[学校新設]市立音楽高（←市立堀川高 音楽科） [改編]府立商業高（経理科）→会計科	
11	[新設]市立堀川高（人間探究・自然探究科）	・第Ⅲ類の通学区域を拡大（府内全域で相互に調整）
15	[改称]市立西京商業高→市立西京高 （エンタープライジング科） [改称]府立商業高→府立京都すばる高 （会計科、企画科、情報科学科）	・第Ⅱ類を単独選抜化 ・市立紫野高（第Ⅲ類英文系）の通学区域を市内4通学圏に拡大
16	[改編]府立洛東高（第Ⅱ類）→総合選択制 [改編]市立銅駝美工高（美術工芸8科） →美術工芸科 [学校新設]府立洛北高附属中＜中高一貫校＞ 市立西京高附属中＜中高一貫校＞	
18	[新設]府立桃山高（自然科学科）	
19	[新設]府立山城高（文理総合科） 市立塔南高（教育みらい科） [改編]市立洛陽工高（京都伝統産業科、環境科学科、電気科、電子通信科、電子情報科、生産技術科、電子機械科）→創造技術科 市立伏見工高（機械科、建築科、建築工学科、産業デザイン科、総合技術科） →システム工学科	
20		・市立日吉ヶ丘高（英語科）の通学区域を府内全域に拡大
21	[新設]府立京都すばる高（ビジネス探求科） [改編]市立日吉ヶ丘高（英語科） →国際コミュニケーション科	・第Ⅰ類に特色選抜を導入（募集定員の10%） ・一般選抜において第Ⅱ類はどの学校でも志願可とした。（他圏から入学できるのは定員の50%以内） ・一般選抜の部特活（第Ⅰ類）希望枠を北・南通学圏のどの学校でも志願可とした。 ・通学区域を4通学圏から2通学圏に再編
22	[新設]府立乙訓高（スポーツ健康科学科）	
23	[改称]市立音楽→市立京都堀川音楽高	
24		・第Ⅰ類の特色選抜枠：10%→15%

山城・口丹・中丹・丹後通学圏府立高校教育制度の主な改善経過〔全日制〕

	主な学科改編等	入学者選抜制度
60	■普通科に類・類型制度導入	■普通科に9通学圏設定 (山城北通学圏、山城南通学圏、口丹通学圏、 中丹通学圏、丹後通学圏+京都市4通学圏) [希望校入学校] 第Ⅱ類：山城 ……募集定員の30% 口丹・中丹・丹後 …… ” 50% 第Ⅰ類：山城・口丹・中丹・丹後… ” 5%
61	[学校新設]南陽高(普通科第Ⅰ類・第Ⅱ類)	
63		・第Ⅱ類の希望校入学枠：山城 30%→50% ・第Ⅰ類の希望校入学枠： 山城・口丹・中丹・丹後：5%→10%
元	[新設]大江高(ソフト経済科)	
2	[改称]工業高(機械プログラミング科、生産システム科、 電気エネルギー科、電子コミュニケーション科、 情報システム科) 海洋高(海洋生産科、マリン技術科、 水産経済科)	・第Ⅰ類の希望校入学枠：山城 10%→20% ・久御山高・西城陽高(第Ⅲ類)の通学区域を 山城北・南通学圏に拡大
3	[新設]南丹高(第Ⅱ類英語系) [改編]南八幡高(商業科)・南丹高(商業科) →オフィス情報科、流通マネジメント科	・第Ⅱ類の希望校入学枠：山城 50%→100%
5	[改編]木津高(農業科、園芸科) →システム園芸科 (商業科) →情報企画科 北桑田高(林業科) →森林リサーチ科	
6	[改編]須知高(農業畜産科)→食品科学科 農芸高(農業経営科、造園土木科、生活科) →農産バイオ科、環境緑地科 峰山高(機械科) →機械システム科 (繊維工業科)→繊維デザイン科 網野高(商業科) →企画経営科	
7	[新設]東宇治高(第Ⅱ類英語系)	・第Ⅰ類の希望校入学枠： 中丹・丹後：10%→20% 山城：20%→30%
8	[改編]西宇治高(普通科)：学年制→単位制	
10	[新設]園部高(京都国際・福祉科) 久美浜高(総合学科)	
11		・第Ⅲ類の通学区域の拡大(府内全域で相互に 調整)
14		・山城北・南通学圏の第Ⅱ類を単独選抜化
15	[改編]南八幡高(普通科第Ⅰ・Ⅱ類) →普通科総合選択制 [改編]海洋高(海洋生産科、マリン技術科、水 産経済科)→海洋科学科、海洋工学科、 海洋資源科	・第Ⅱ類の希望校入学枠：丹後 50%→100%

公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金について

(文部科学省HPより)

【制度の趣旨】

今日、高等学校等は、その進学率が約98%に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用について社会全体で負担していくことが要請されています。

また、高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっています。

さらに、諸外国では多くの国で後期中等教育を無償としており、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約においても、中等教育における無償教育の漸進的な導入について規定されているなど、高等学校の無償化は、国際的な状況に照らして一般的なものと考えられます。

本制度は、このような観点から、ひとりひとりの学ぶ機会を社会全体で支え、助け合っていく社会を目指してスタートしました。[平成22年4月～]

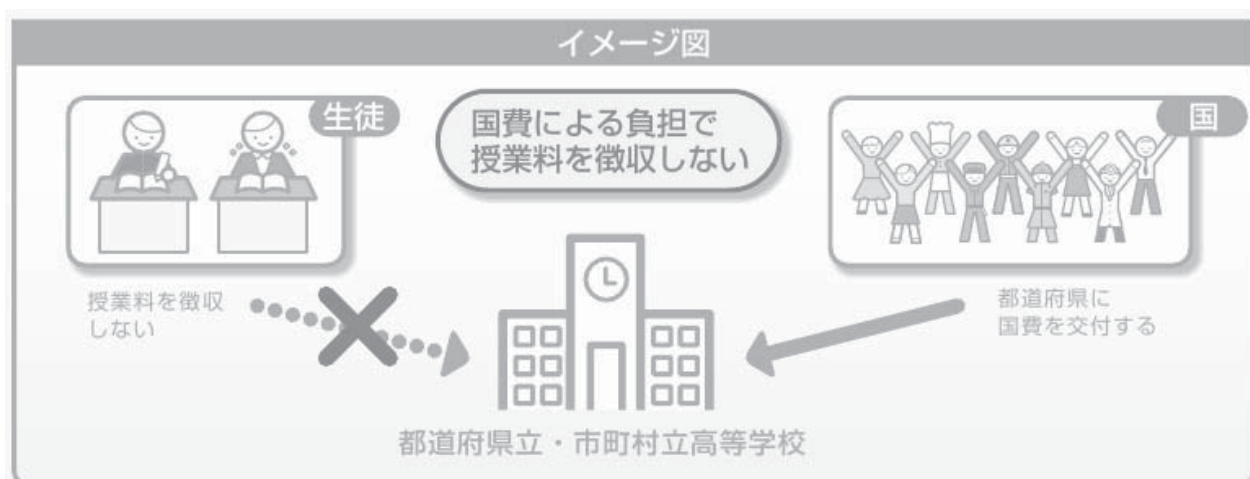
【制度の概要】

具体的には、公立高等学校については、原則として授業料を徴収しないこととし、これに伴って要する経費を国から地方公共団体に対して交付します。

また、私立高等学校等の生徒については、就学支援金として授業料に充てるために一定額(118,800円。低所得世帯の生徒については1.5～2倍した額)を支給します。その際、簡便かつ確実に授業料負担を軽減できるように、学校が生徒本人や保護者に代わって受け取り、授業料の一部と相殺することとしています。さらに、国の支援に加えて、各都道府県の実情により、今まで以上の手厚い支援が行われることになります。

■公立高等学校の授業料無償化の趣旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、公立高等学校の授業料を無償とし、家庭の教育費負担を軽減します。



■高等学校等就学支援金制度の趣旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、国立・私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を創設し、家庭の教育費負担を軽減します。

高等学校等就学支援金の支給額は、月額9,900円（年額118,800円）です。

また、保護者の所得によって、さらに加算される場合があります。

<支給対象者>

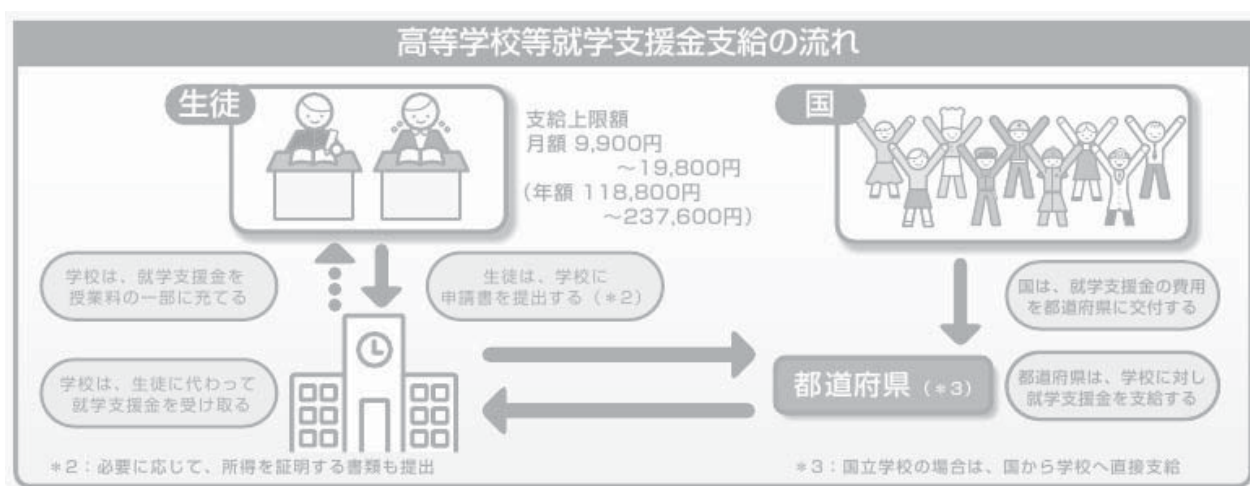
国立・私立高等学校（全日制、定時制、通信制）及び下記の学校に在学の方が対象になります。

○国私立中等教育学校の後期課程 ○国私立特別支援学校の高等部

○高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る）

○専修学校などのうち、高等学校の課程に類する課程を置くもの(*1)

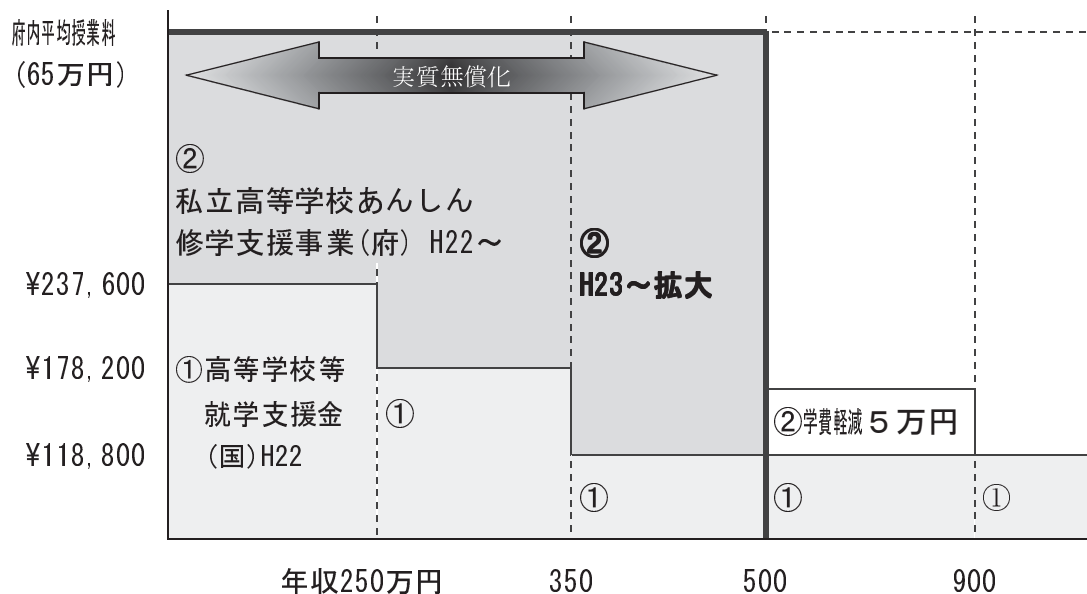
*1：対象となる学校については、文部科学省令で定めることになります。



京都府の「私立高等学校あんしん修学支援制度」について

□概 要：修学の意志のある私立高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、各私立高校の協力を得ながら保護者の教育費負担を軽減します。

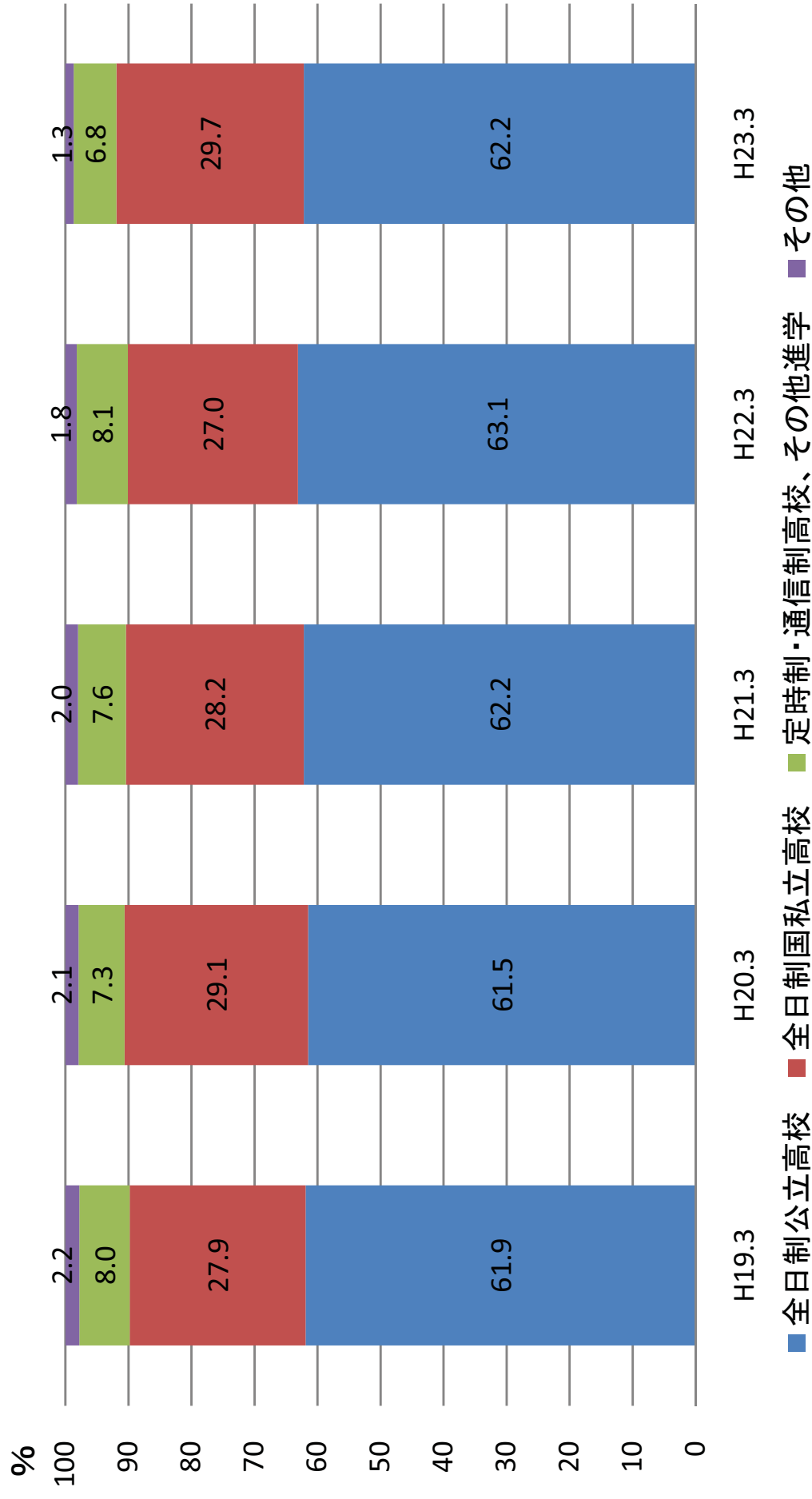
□対象者：府内の私立高等学校に在籍する京都府民の生徒
(高等学校等就学支援金（国制度）については、京都府民以外の生徒も対象)



【参 考】

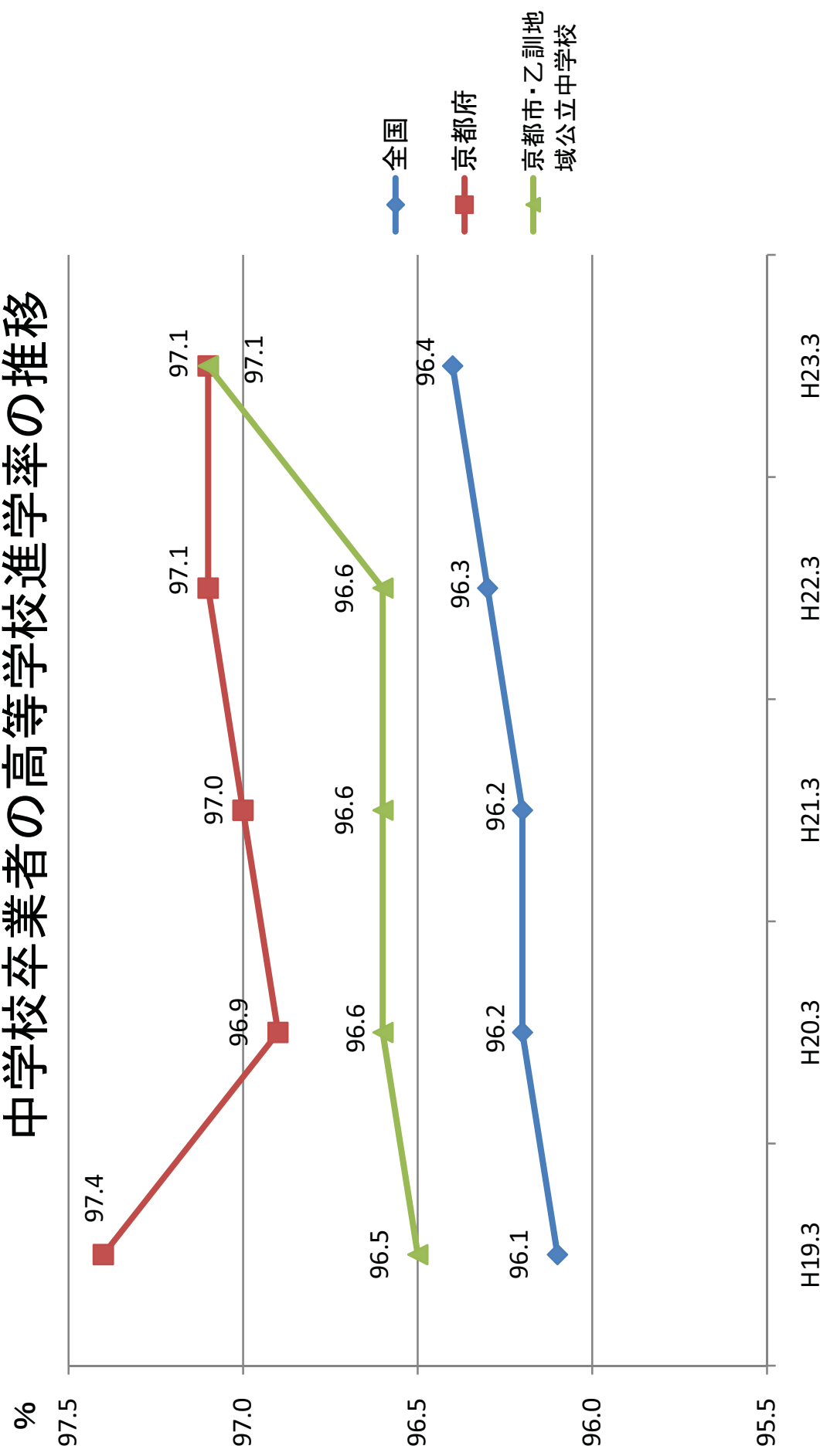
支 援 者	国	京都府	大阪府
制 度 名	就学支援制度	私立高等学校あんしん修学支援制度	私立高等学校等授業料支援補助金制度
対 象 者	私立高校に在籍する全生徒	京都府内の私立高校に在籍する府民の生徒	①生徒・保護者が大阪府内に住所を有する者 ②知事が指定する「就学支援推進校」就学者 ③国の就学支援金の交付対象者
平均授業料	—	650,000円	580,000円
生活保護世帯 年収250万円未満	237,600円	<授業料全額無償化> 国の制度と府平均授業料の差額を補助	<授業料全額無償化> ・国の制度と府平均授業料の差額を補助 ・府平均授業料を超える額は学校負担
年収350万円未満	178,200円		
年収500万円未満	118,800円	定額50,000円 (学費軽減補助) + 118,800円	・480,000円（国の制度含む） ・府平均授業料を超える額は学校負担
年収610万円未満			
年収800万円未満			
年収900万円未満		[国制度のみ]	[国制度のみ]
年収900万円以上			

京都市・乙訓地域公立中学校卒業者の進路状況



注 H23.3については、速報値である。
 学校基本調査(京都府教委HPより抜粋)

中学校卒業者の高等学校進学率の推移



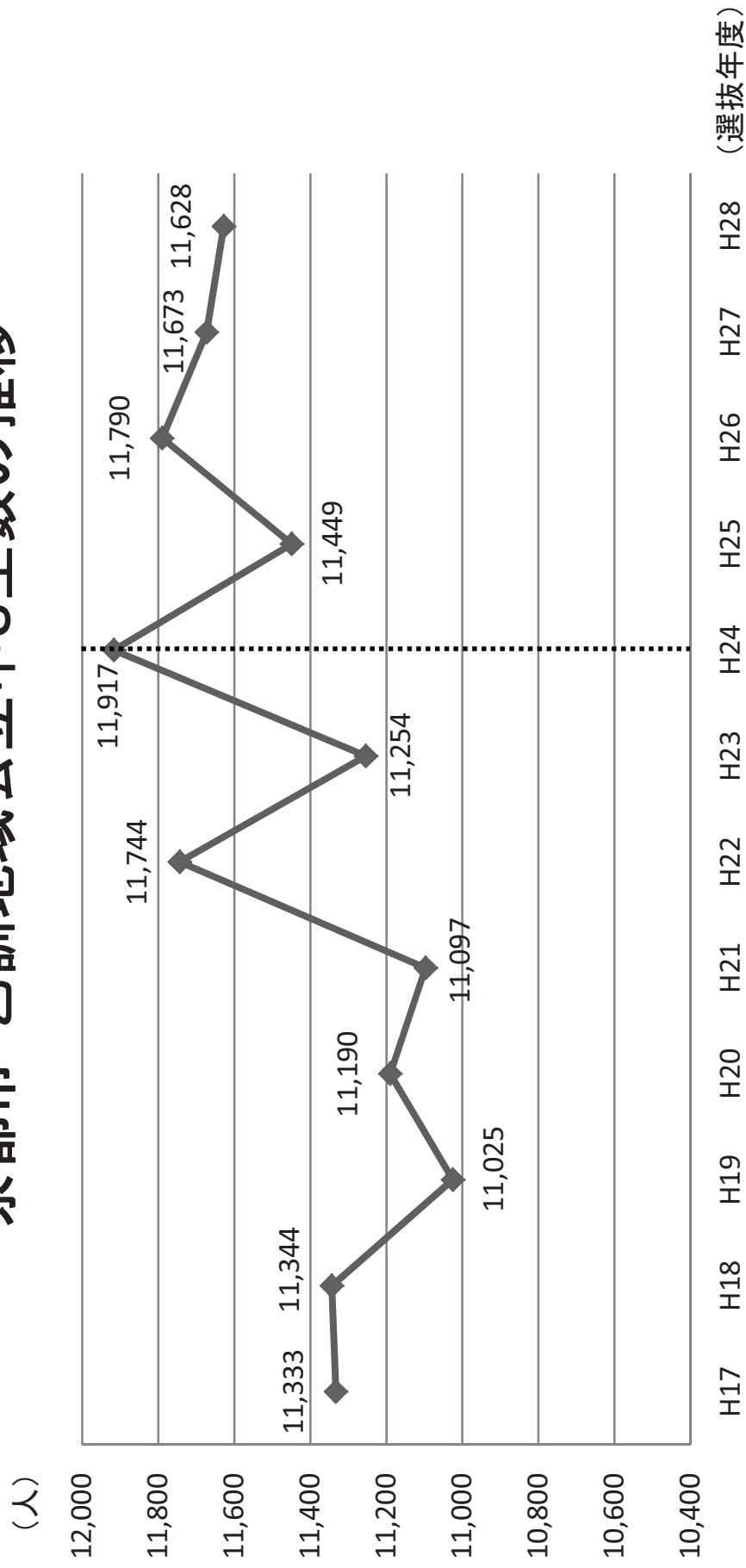
注1 高等学校は、国立・公立・私立高等学校を表す。また、通信制課程を含む。

注2 全国及び京都府は、国立・公立・私立中学校卒業者を表す。

注3 H23.3については、速報値である。

学校基本調査(文科省及び京都府教委HP)より抜粋

京都市・乙訓地域公立中3生数の推移



注1 京都市・乙訓地域公立中学校には、周山中学校を除く。

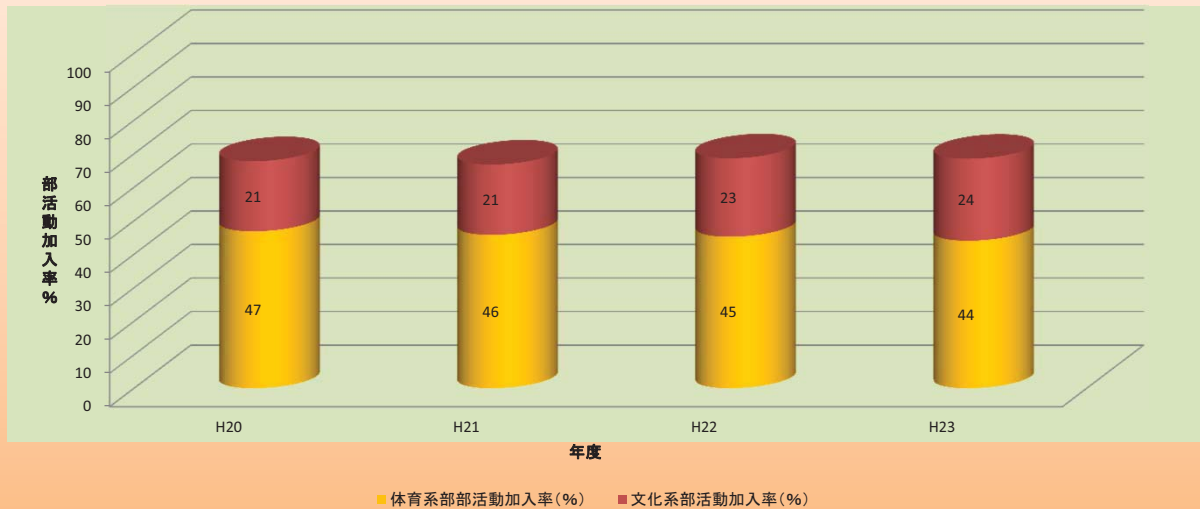
注2 H24については、速報値である。

注3 H25～H28については、各種統計により算出した推計値である。

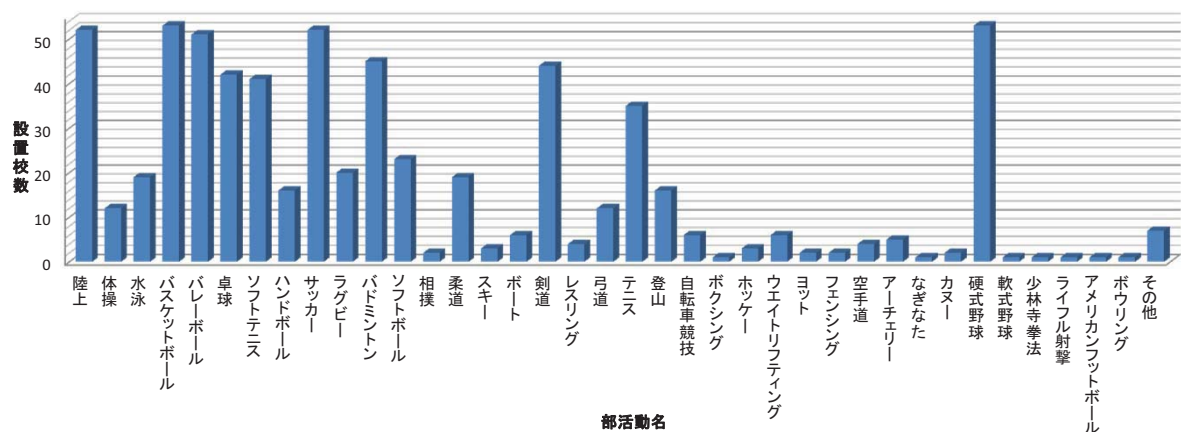
H17～H24については、学校基本調査(京都府教委HP)より抜粋

公立高等学校(全日制) 部活動の概要

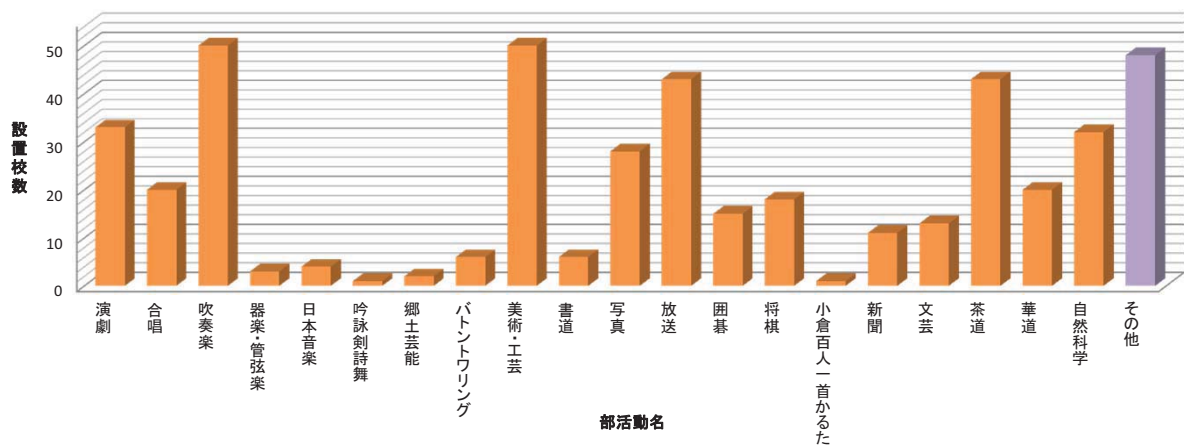
公立高等学校(全日制)生徒の部活動への加入率

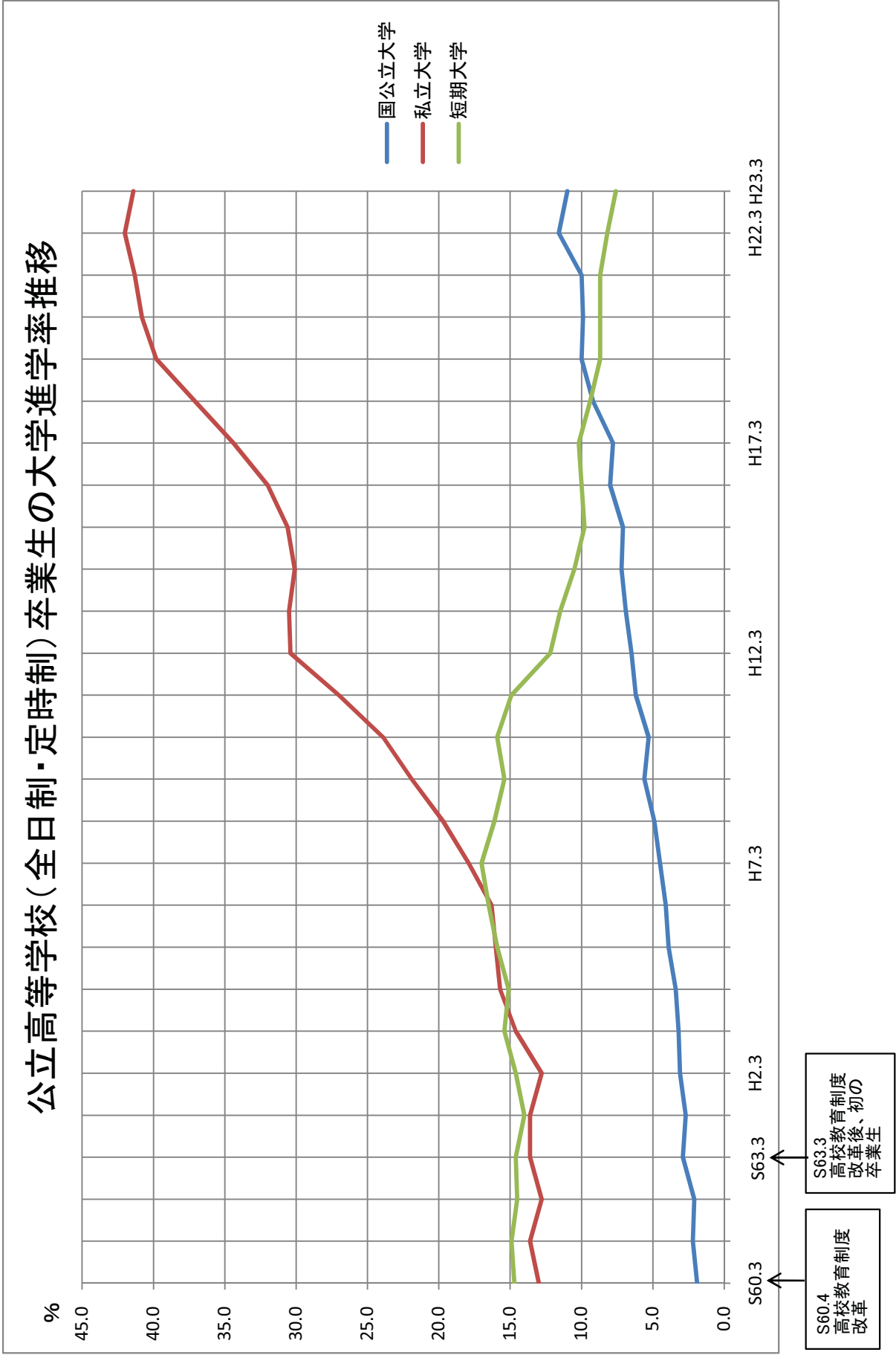


公立高等学校(全日制)体育系部活動設置校数 (平成23年度)



公立高等学校(全日制)文化系部活動設置校数 (平成23年度)



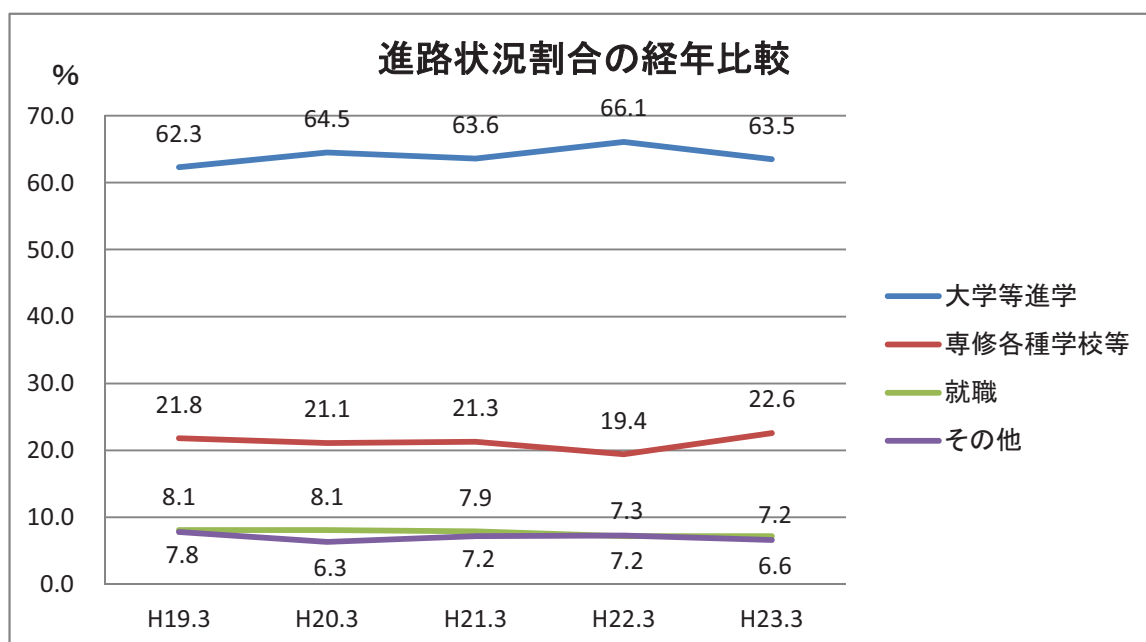
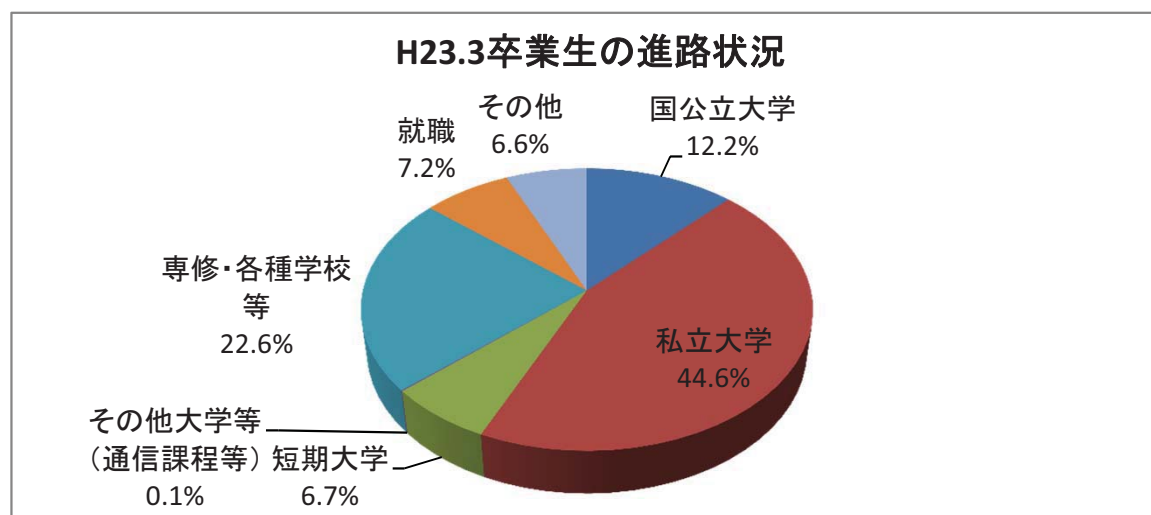


注 H23.3については、速報値である。
 教育統計調査（京都府教委HP等）より抜粋

公立高等学校(全日制)卒業後の進路状況(京都市北・南通学圏)

(単位:人)

進路先		H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3
大学等進学	国公立大学	808	771	769	892	842
	私立大学	3,141	3,062	3,046	3,055	3,067
	短期大学	544	528	545	476	458
	その他大学等(通信課程等)	4	2	7	4	4
専修・各種学校等		1,573	1,427	1,460	1,301	1,558
就職		587	546	543	480	499
その他		565	428	494	486	455
合計(卒業生総数)		7,222	6,764	6,864	6,694	6,883



注 H23.3については、速報値である。
学校基本調査(京都府教委HP等)より抜粋

普通科類・類型制度の設置趣旨等について

■「京都府公立高校教育制度の改善について」（昭和59年3月）で示した制度の概要

1 基本方針

○全日制普通科における教育課程の類型の設定

特色ある教育内容を準備し、生徒の学習に系統性・計画性・継続性を持たせて教育効果を高めるため、教育課程の類型を設定する。

○全日制普通科における入学者選抜の基本的な在り方

学校間に大きな差を生じさせないことを基本にし、生徒の居住地と入学校との地理的条件を勘案しつつ、一定の範囲で能力や個性に応じて学校や類型の特色を選択できるような選抜制度とする。

2 具体的事項

(1) 特色ある学校の創造

生徒の能力・適性・進路・興味・関心等に応じた複数の教育課程を編成

→教育課程の類型を設定：特色の明確化、焦点化した指導が可能

→いずれかの類型を選択して履修：目的意識の共通化による生徒相互の

(2) 類型の内容等

○各学校（普通科設置校）に、第Ⅰ類及び第Ⅱ類を置く。

→受検者にとって分かりやすい。どの高校でも類に応じた同等の教育を展開する。

○入学者選抜時に、類（第Ⅱ類・第Ⅲ類は類型も）を選択する。

→受検者が自分の適性や進路を見つめる機会となる。

第Ⅰ類（学力充実）

普通科目の履修について全体的にバランスをとり、基礎的・基本的事項を重視して、学力の充実を図る教育課程を基本とする。

- ・生徒の幅広い適性や進路を考慮した類型の設定：文系・理系・一般系など
- ・第2学年から類型別の学習を開始

第Ⅱ類（学力伸長）

普通科目の履修を中心として学習内容を拡充、高度化し、学力の伸長を図る教育課程を基本とする。

- ・生徒の適性や進路に応じた類型の設定：人文系・理数系・文理系・外国語系など
※昭和60年度：京都市内・乙訓地域の各校に人文系と理数系を設置
- ・第1学年から類型別の学習を開始

第Ⅲ類（個性伸長）

普通科目の履修を通じて学力の充実を図ることを重視するとともに、特定の教科・科目の履修により、個性の伸長を図る教育課程を基本とする。

- ・生徒の適性や進路に応じた類型の設定：体育系・芸術系など
- ・第1学年から類型別の学習を開始

京都市・乙訓地域各通学圏における普通科の状況

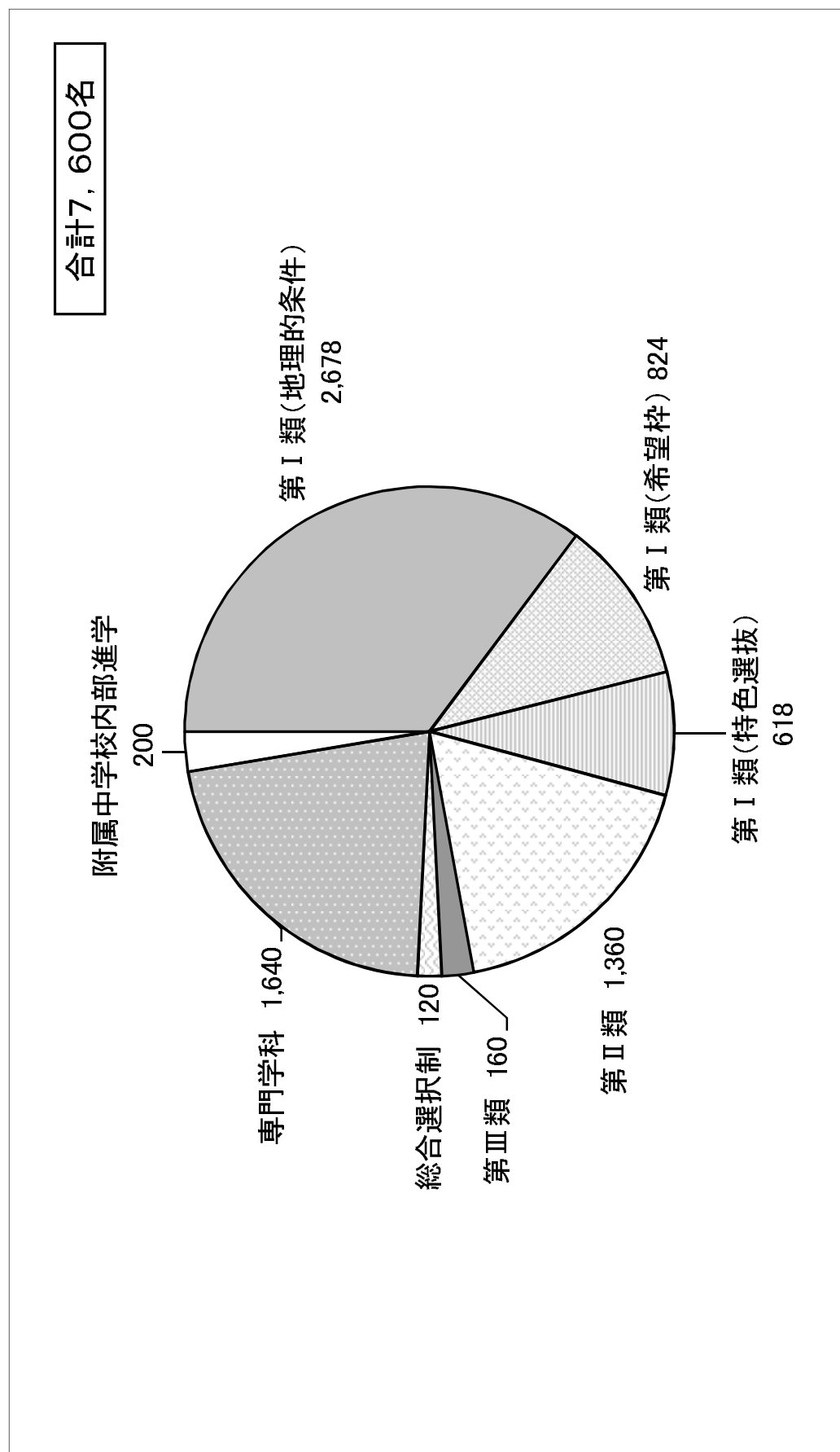
(平成24年度募集)

通学圏名	高校名	第Ⅰ類	第Ⅱ類				第Ⅲ類		総合選択制
			人文系	理数系	文理系	英語系	体育系	英文系	
京都市北	山城	○	●	●					
	鴨沂	○			●				
	洛北	○			●		●		
	北稜	○			●	●			
	朱雀	○			●				
	嵯峨野	○	●	●					
	北嵯峨	○			●				
	桂	○	●	●					
	洛西	○	●	●					
	堀川	○			●				
	紫野	○	●	●				●	
京都市南	洛東	○							●
	烏羽	○	●	●			●		
	桃山	○	●						
	東稜	○			●				
	洛水	○			●				
	向陽	○			●				
	乙訓	○			●				
	西乙訓	○			●				
	日吉ヶ丘	○			●				
	塔南	○			●				

※ ●印：普通科第Ⅱ・Ⅲ類および総合選択制の選抜方法は、単独選抜

※ ○印：普通科第Ⅰ類の選抜方法は、単独選抜（特色選抜）および総合選抜（一般選抜）

平成24年度選抜 京都市・乙訓地域募集定員【全日制】

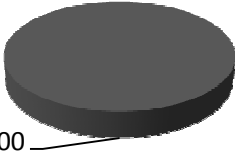
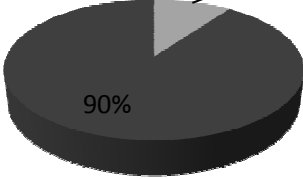
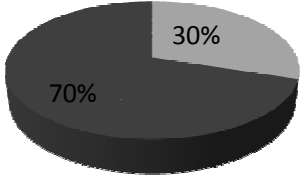
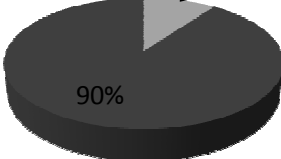
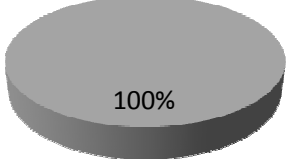
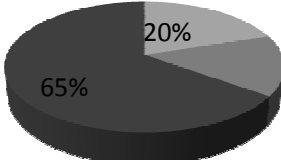
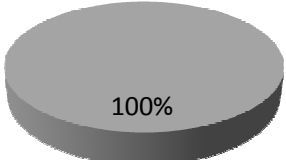


京都市・乙訓地域における普通科第Ⅰ・Ⅱ類の選抜方法

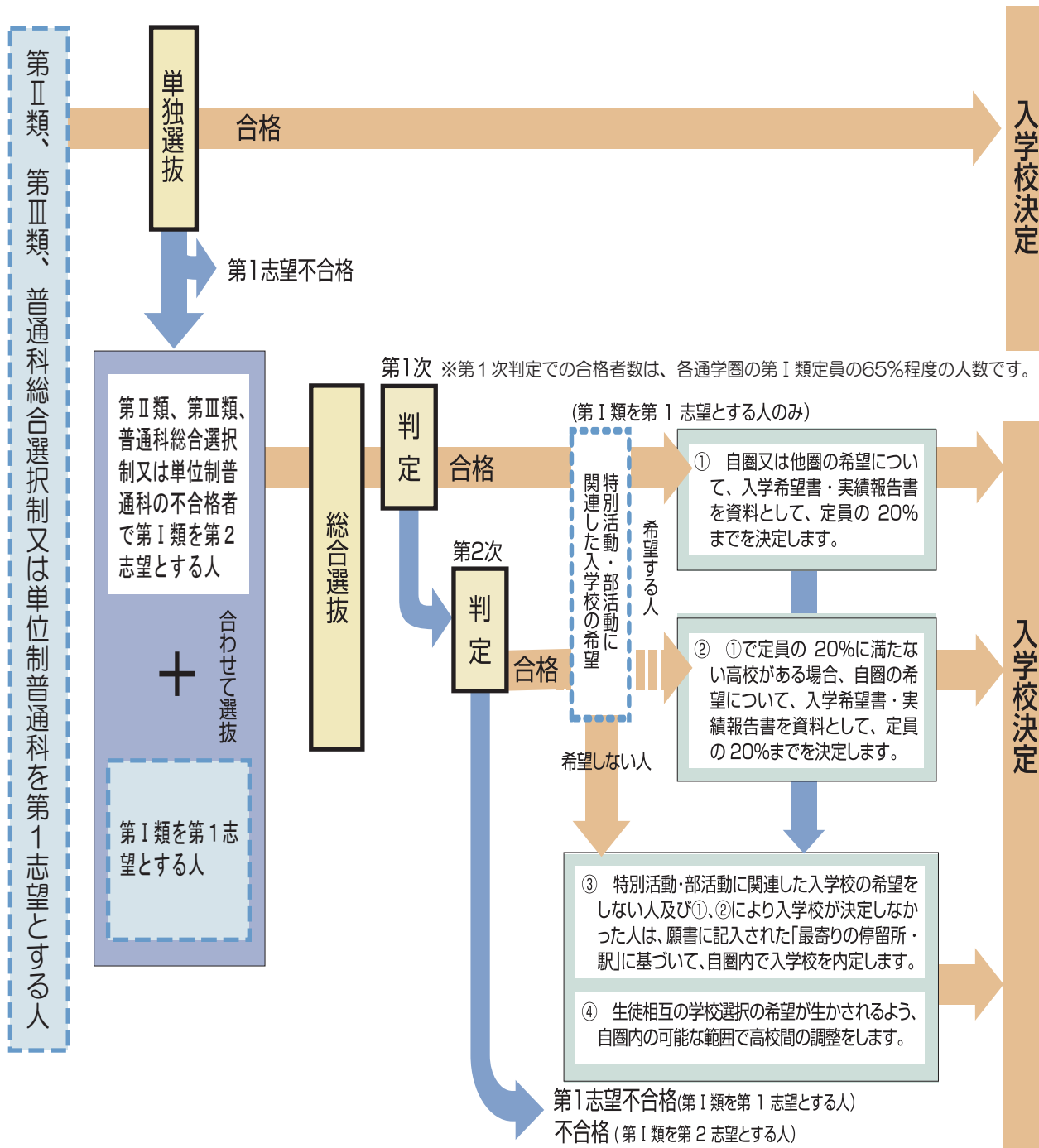
(平成24年度選抜)

類	選 抜 方 法				
	日 程	方 法		募集人員 (募集定員に対する割合)	
第Ⅰ類	特色選抜 (2月中旬)	単独選抜	京都市北・南通学圏のすべての 高校を志願可能		15%以内
	一般選抜 (3月上旬)	総合選抜	希望枠	「特別活動及び部活動 に関連する入学校の 希望」について、 京都市北・南通学圏 のすべての高校を希 望可能	20%以内
			地理配分	最寄りの停留所・駅 に基づき、地理的条 件を考慮し、入学校 を決定	65%程度
第Ⅱ類	一般選抜 (3月上旬)	単独選抜	京都市北・南通学圏のすべての 高校を志願可能 (ただし、当該高等学校の存す る通学圏と異なる通学圏の区域 からの合格者は募集定員の50 %の範囲に限られる。)		100%

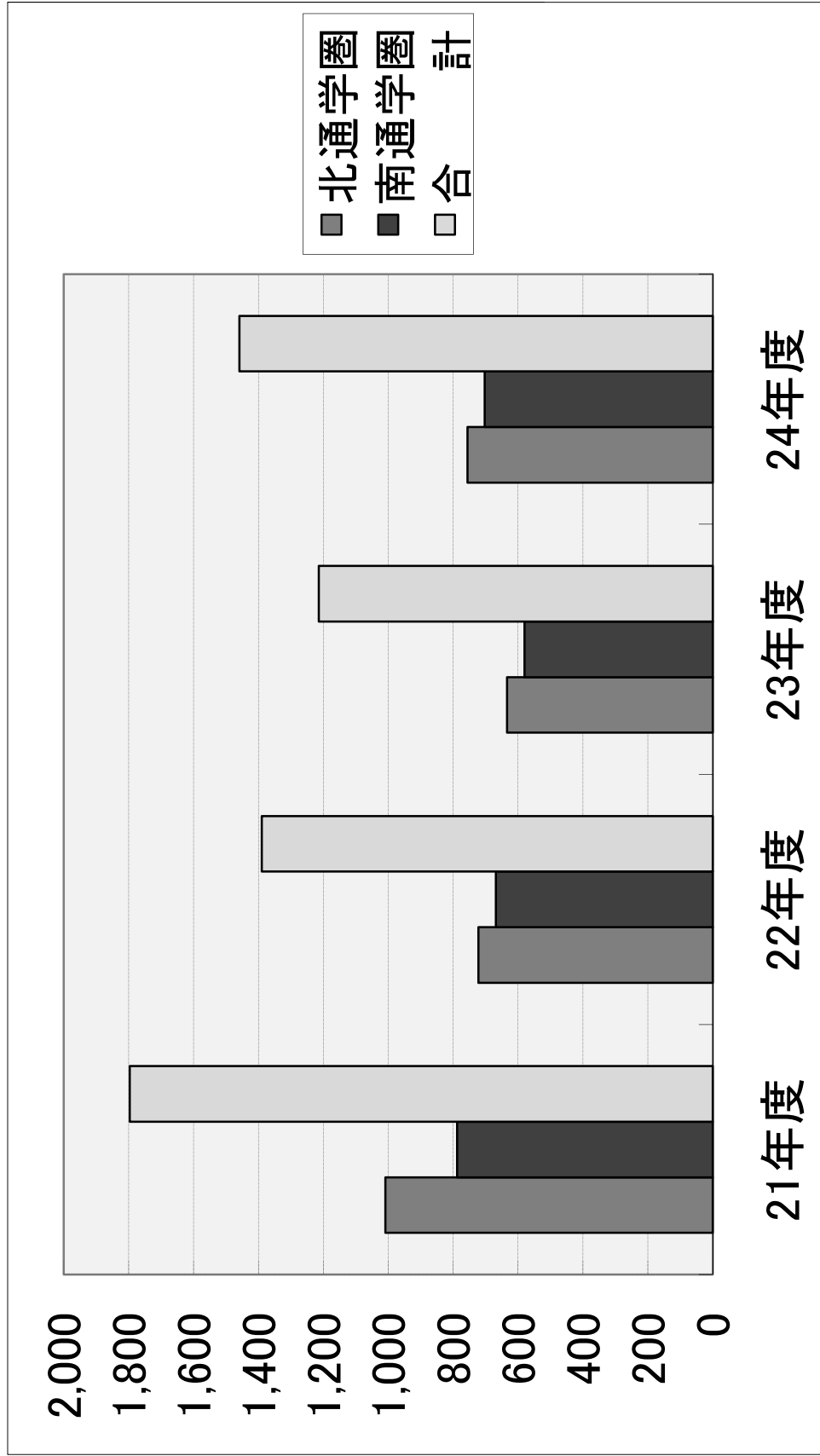
京都市・乙訓地域における普通科選抜制度の主な変遷

選抜年度	通学圏 (学校数)	選 抜 方 法	
～S59	全 (21)	普通科(総合選抜) ■ 地理配分  100% ※地理配分 住居地により入学校を決定	
S60	北 (7)	第Ⅰ類(総合選抜)	第Ⅱ類(総合選抜)
	※鴨沂高校は北・東 両通学圏に含む。		
	東 (5)		
	南 (5)		
H5	北 (7)	第Ⅰ類(総合選抜)	第Ⅱ類(単独選抜)
	東 (5)		
	南 (5)		
	西 (5)		
現行	北 (11)	第Ⅰ類(総合選抜)	第Ⅱ類(単独選抜)
	南 (10)		

京都市・乙訓地域の全日制普通科における入学校の決定



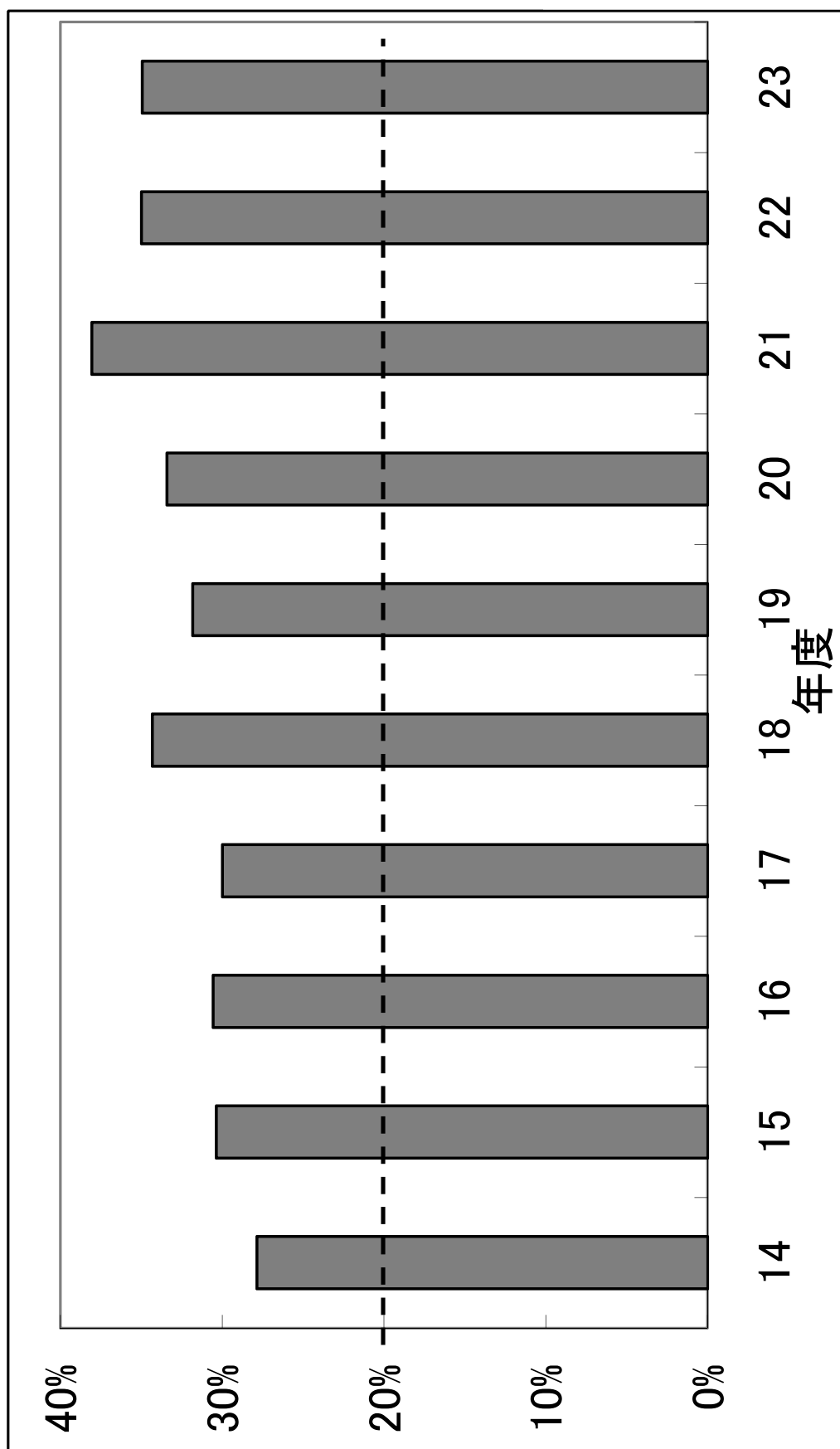
普通科第Ⅰ類 特色選抜志願者数の推移



※京都市・乙訓地域では21年度選抜から導入

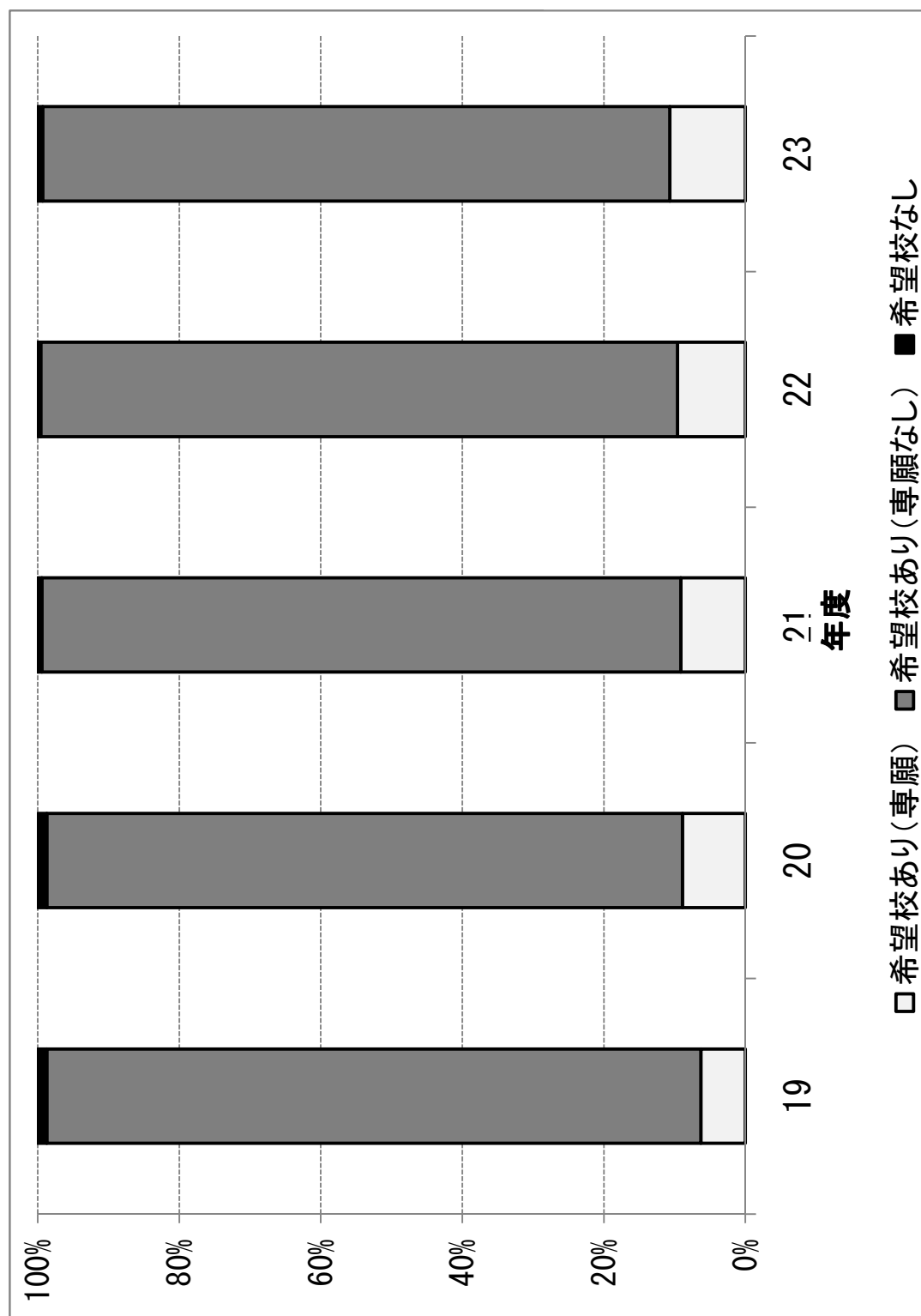
※24年度選抜から、特色選抜募集人員の割合を「定員の10%以内」から「定員の15%以内」に変更

普通科第Ⅰ類希望枠（部活動・特別活動）の志願率の推移



※希望枠志願率は普通科第Ⅰ類を第1志望としている者のうち、希望枠を志願している者の割合

普通科第Ⅰ類志願者の希望校記入状況の推移



平成24年度公立高等学校入学者選抜概要（京都市・乙訓地域の全日制普通科）について

※各選抜等の広報資料より、京都市・乙訓地域の普通科に関する部分を抜粋

【特別選抜】

1 海外勤務者帰国子女特別入学者選抜

学校名	課程	学科等	募集人員	志願者数	受検者数	内定者数
鳥 羽	全日制	普通科第Ⅰ類	5名以内	1	1	1

2 中国帰国孤児子女特別入学者選抜

学校名	課程	学科等	募集人員	志願者数	受検者数	内定者数
鳥 羽	全日制	普通科第Ⅰ類	5名以内	0	0	0

3 長期欠席者特別入学者選抜

学校名	課程	学科等	募集人員	志願者数	受検者数	内定者数
朱 雀	全日制	普通科第Ⅰ類	10名程度	12	11	8
		普通科第Ⅱ類		2	2	2
乙 訓	全日制	普通科第Ⅰ類	5名程度	3	3	3
		普通科第Ⅱ類		1	1	1

【適性検査】

学 科 類・類型	学校名	募集 定員	出願者数		受検者数(A)		合格者数(B)	
			人数	定員比	人数	定員比	人数	A/B
普通科第Ⅲ類体育系	洛 北	40	54	1.35	53	1.33	42	1.26
普通科第Ⅲ類体育系	鳥 羽	40	45	1.13	45	1.13	40	1.13
普通科第Ⅲ類英文系	紫 野	80	145	1.81	141	1.76	83	1.70

【推薦入学】

課程	学科	学校名	学科名等	募集 定員 (A)	推薦 募集 枠 (B)	推薦 募集 人員 (C) = (A×B)	志願者数		受検者数		内定者数		他通学圏 等からの 内定者数
							人数 (D)	倍率 (D/C)	人数 (E)	倍率 (E/C)	人数 (F)	倍率 (E/F)	
全 日 制	普 通 科	北 稜	第Ⅱ類英語系	40	50%程度	20	38	1.90	38	1.90	20	1.90	4
		紫 野	第Ⅲ類英文系	80	50%程度	40	133	3.33	130	3.25	47	2.77	0
		洛 北	第Ⅲ類体育系	40	70%程度	28	53	1.89	53	1.89	30	1.77	15
		鳥 羽	第Ⅲ類体育系	40	70%程度	28	42	1.50	42	1.50	28	1.50	4
		洛 東	総合選択制	120	50%程度	60	132	2.20	132	2.20	71	1.86	

※他通学圏等から入学できるのは、一般選抜と合わせて第Ⅱ類・第Ⅲ類各20人以内（第Ⅲ類英文系は10人以内）

【特色選抜】

通学圏	学校名	募集 定員 (A)	特色選抜 募集人員 (B)	志 願 者 数		受 検 者 数		内 定 者 数	
				人 数	倍 率 (C/B)	人 数 (D)	倍 率 (D/B)	人 数 (E)	倍 率 (D/E)
京 都 市 北	山 城	280	42	111	2.64	111	2.64	42	2.64
	鴨 沂	200	30	41	1.37	41	1.37	30	1.37
	洛 北	80	12	54	4.50	54	4.50	12	4.50
	北 稜	280	42	39	0.93	39	0.93	39	1.00
	朱 雀	200	30	74	2.47	72	2.40	30	2.40
	嵯峨野	40	6	29	4.83	29	4.83	6	4.83
	北嵯峨	320	48	58	1.21	58	1.21	48	1.21
	桂	240	36	102	2.83	102	2.83	36	2.83
	洛 西	320	48	87	1.81	87	1.81	48	1.81
	堀 川	40	6	35	5.83	35	5.83	6	5.83
	紫 野	200	30	126	4.20	126	4.20	30	4.20
京 都 市 南	洛 東	160	24	50	2.08	50	2.08	24	2.08
	鳥 羽	200	30	119	3.97	119	3.97	30	3.97
	桃 山	240	36	126	3.50	126	3.50	36	3.50
	東 稜	280	42	66	1.57	66	1.57	42	1.57
	洛 水	240	36	45	1.25	45	1.25	36	1.25
	向 陽	160	24	43	1.79	43	1.79	24	1.79
	乙 訓	160	24	51	2.13	51	2.13	24	2.13
	西乙訓	120	18	60	3.33	60	3.33	18	3.33
	日吉ヶ丘	160	24	55	2.29	55	2.29	24	2.29
	塔 南	200	30	88	2.93	87	2.90	30	2.90

[一般選抜]

○類・類型別

通学圏名	学校名	類・類型名		募集定員	内定者数	一般選抜募集人員	志願者数	受検者数 (最終)	合格者数		倍率		備考	
				(A)	(B)	(A-B)	(C)	(D)	特色等	一般選抜 (E)	(D) / (E)	23年度		
京都市北	山城	第Ⅱ類	人文	40	—	40	76	75	—	41	1.8	1.9		
			理数	40	—	40	73	73	—	41	1.8	1.8		
	鴨沂	第Ⅱ類	文理	40	—	40	15	15	—	23	0.7	0.8		
	洛北	第Ⅱ類	文理	80	—	80	132	131	—	82	1.6	1.7		
		第Ⅲ類	体育	40	30	10	12	12	30	12	1.0	1.0		
	北稜	第Ⅱ類	文理	40	—	40	61	59	—	40	1.5	1.1		
			英語	40	20	20	23	23	20	20	1.2	1.0		
	朱雀	第Ⅱ類	文理	40	2	38	24	24	2	31	0.8	1.2		
	嵯峨野	第Ⅱ類	人文	40	—	40	80	79	—	42	1.9	1.8		
			理数	40	—	40	82	82	—	42	2.0	1.3		
	北嵯峨	第Ⅱ類	文理	80	—	80	91	90	—	80	1.1	1.4		
	桂	第Ⅱ類	人文	40	—	40	42	42	—	40	1.1	1.0		
			理数	40	—	40	56	56	—	40	1.4	1.0		
	洛西	第Ⅱ類	人文	40	—	40	44	44	—	40	1.1	1.0		
			理数	40	—	40	62	62	—	40	1.6	1.5		
	堀川	第Ⅱ類	文理	40	—	40	96	95	—	42	2.3	1.9		
	紫野	第Ⅱ類	人文	40	—	40	63	63	—	40	1.6	1.3		
			理数	40	—	40	53	52	—	40	1.3	1.4		
		第Ⅲ類	英文	80	47	33	36	36	47	36	1.0	1.0		
						3,080	434	2,646	2,812	2,792	434	2,594	1.1	1.1
京都市北 通学圏計	第Ⅰ類			2,200	335	1,865	1,691	1,679	335	1,822	—	—	注2	
	第Ⅱ類	人文	200	—	200	305	303	—	203	1.5	1.4			
		理数	200	—	200	326	325	—	203	1.6	1.4			
		文理	320	2	318	419	414	2	298	1.4	1.4			
		英語	40	20	20	23	23	20	20	1.2	1.0			
	第Ⅲ類	体育	40	30	10	12	12	30	12	1.0	1.0			
		英文	80	47	33	36	36	47	36	1.0	1.0			
京都市南	鳥羽	第Ⅱ類	人文	40	—	40	63	63	—	40	1.6	1.0		
			理数	80	—	80	127	127	—	80	1.6	1.0		
		第Ⅲ類	体育	40	28	12	12	12	28	12	1.0	1.0		
	桃山	第Ⅱ類	人文	40	—	40	87	87	—	40	2.2	1.9		
	東稜	第Ⅱ類	文理	80	—	80	87	86	—	80	1.1	0.9		
	洛水	第Ⅱ類	文理	40	—	40	9	9	—	11	0.8	0.9		
	向陽	第Ⅱ類	文理	80	—	80	60	60	—	67	0.9	1.0		
	乙訓	第Ⅱ類	文理	40	1	39	45	45	1	39	1.2	0.9		
	西乙訓	第Ⅱ類	文理	80	—	80	84	84	—	80	1.1	1.2		
	日吉ヶ丘	第Ⅱ類	文理	80	—	80	71	71	—	79	0.9	1.0		
	塔南	第Ⅱ類	文理	40	—	40	48	47	—	40	1.2	1.4		
	京都市南 通学圏計				2,560	321	2,239	2,310	2,303	321	2,196	1.0	1.0	
		第Ⅰ類			1,920	292	1,628	1,617	1,612	292	1,628	—	—	注2
第Ⅱ類		人文	80	—	80	150	150	—	80	1.9	1.5			
		理数	80	—	80	127	127	—	80	1.6	1.0			
		文理	440	1	439	404	402	1	396	1.0	1.1			
第Ⅲ類		体育	40	28	12	12	12	28	12	1.0	1.0			
京都市北・ 京都市南 通学圏計				5,640	755	4,885	5,122	5,095	755	4,790	1.1	1.0		
	第Ⅰ類			4,120	627	3,493	3,308	3,291	627	3,450	—	—	注2	
	第Ⅱ類	人文	280	—	280	455	453	—	283	1.6	1.4			
		理数	280	—	280	453	452	—	283	1.6	1.3			
		文理	760	3	757	823	816	3	694	1.2	1.2			
		英語	40	20	20	23	23	20	20	1.2	1.0			
	第Ⅲ類	体育	80	58	22	24	24	58	24	1.0	1.0			
		英文	80	47	33	36	36	47	36	1.0	1.0			

○総合選択制

学校名	募集定員 (A)	内定者数 (B)	一般選抜募集人員 (A-B)	志願者数 (C)	受検者数 (最終) (D)	合格者数		倍率		備考
						特色等	一般選抜 (E)	(D) / (E)	23年度	
洛東	120	71	49	60	60	71	49	1.2	1.0	

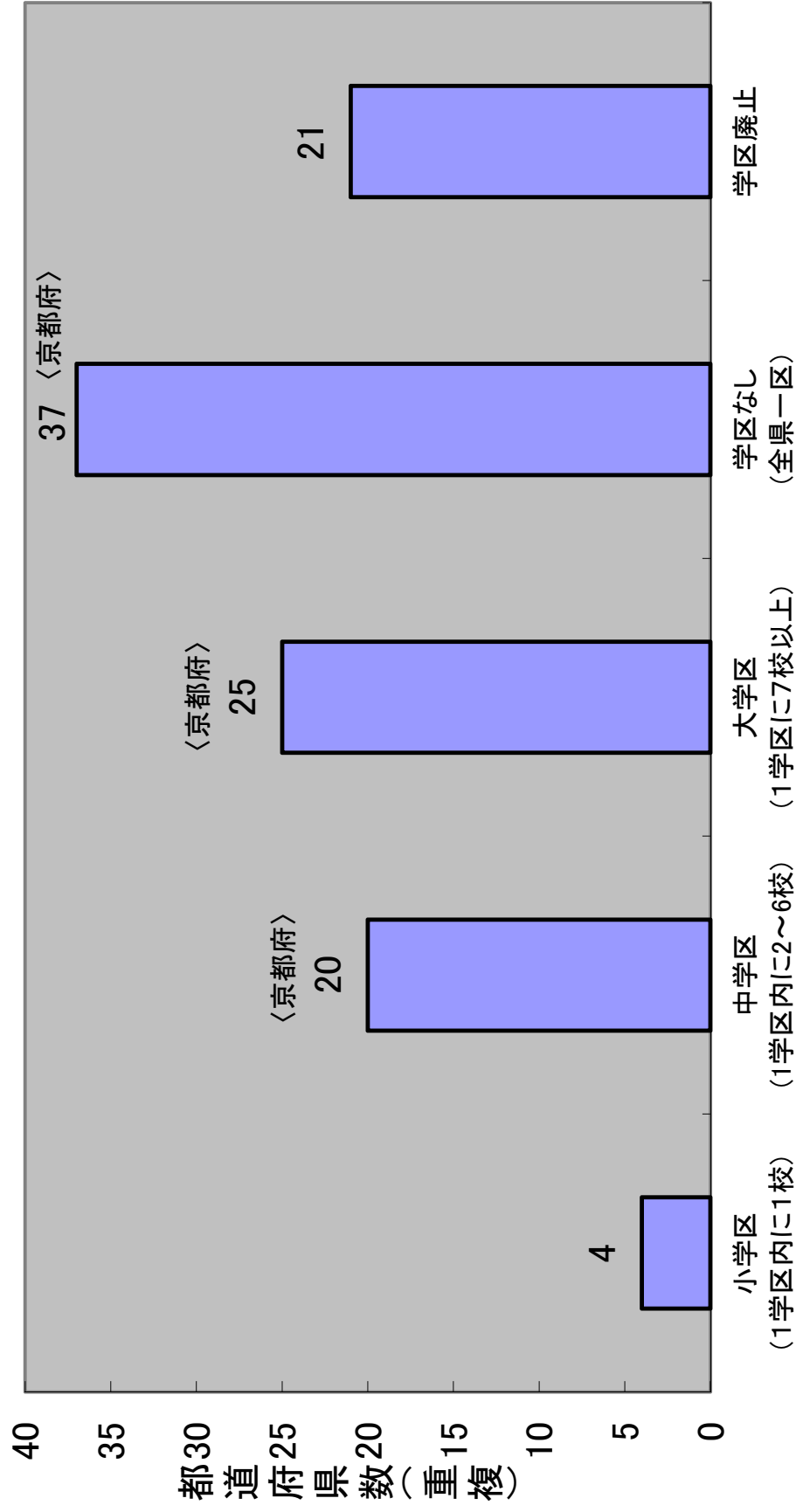
注1 内定者数は、推薦入学、特色選抜、海外勤務者帰国子女特別入学者選抜及び長期欠席者特別入学者選抜の内定者数である。

2 (C) 欄は、第1志望にしている人数を記載している。

倍率欄は、第2志望と合わせて選抜している場合は、倍率を表記していない。

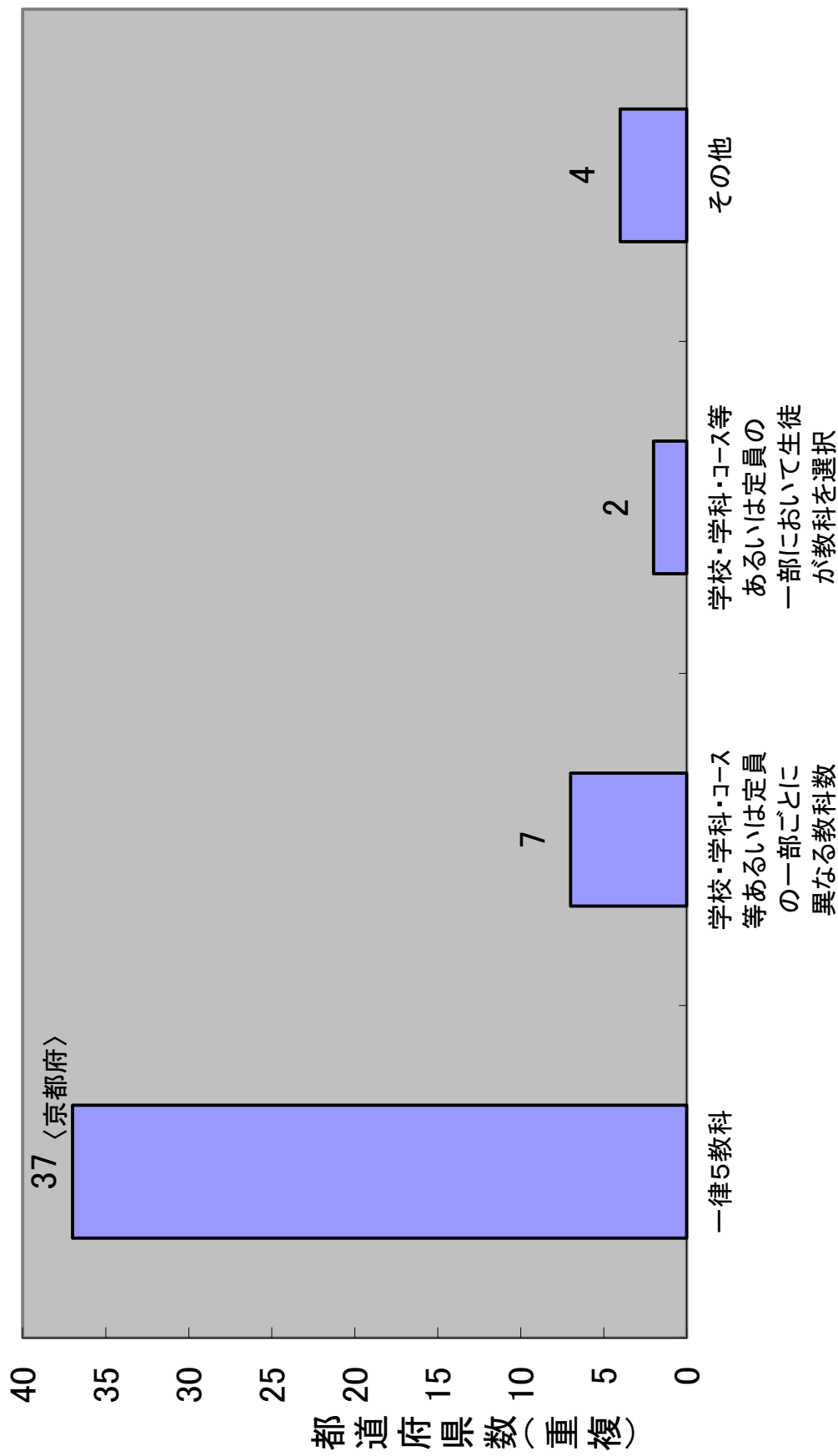
3 受検者数(最終)は、一般選抜受検者数に追検査受検者数を加えた数である。

全日制課程普通科の通学区の設置状況（平成23年度）



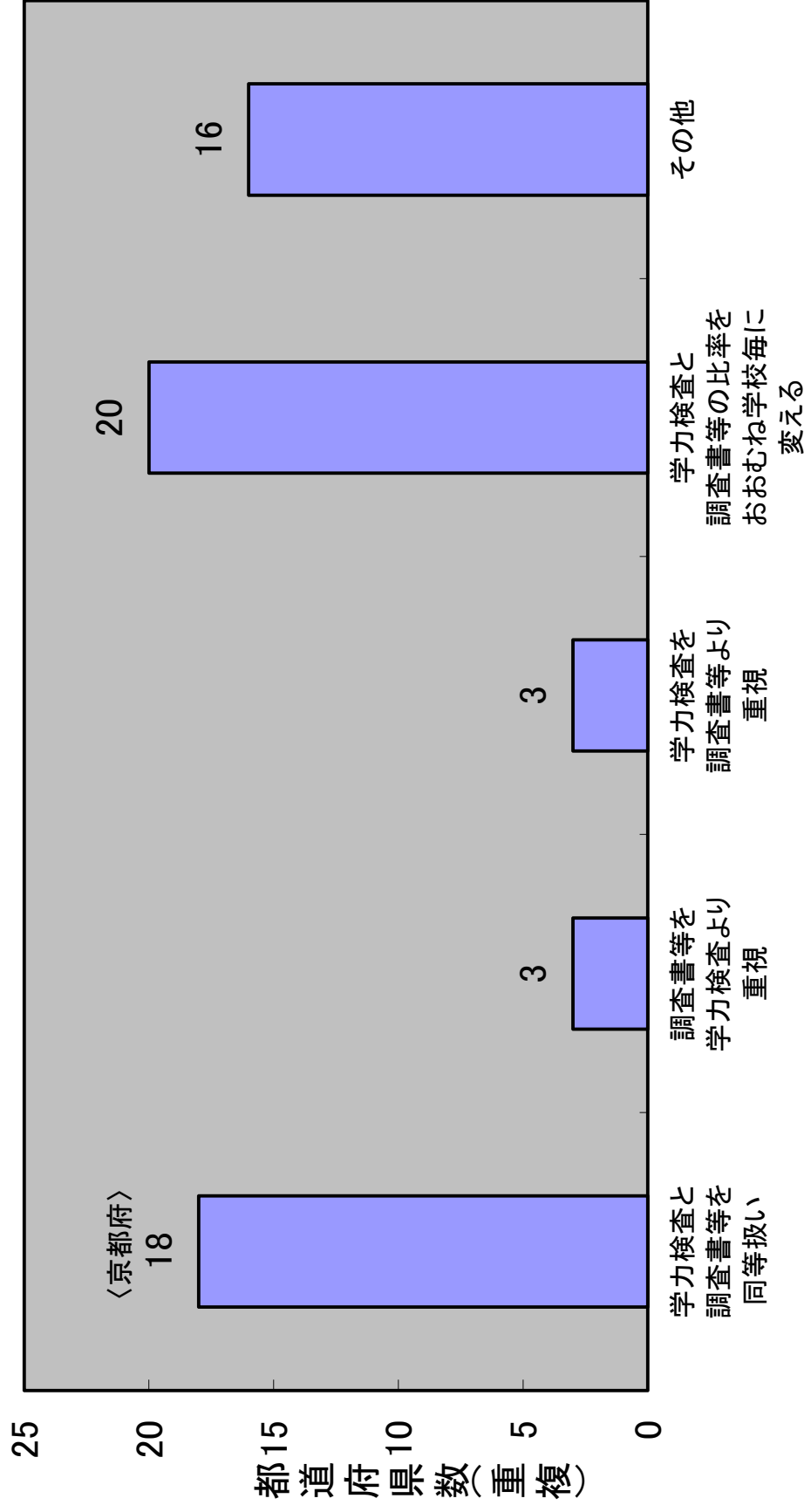
※「平成23年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」(全国高等学校入学者選抜改善協議会資料)より

学力検査(一般入試)の実施方法(平成23年度選抜)



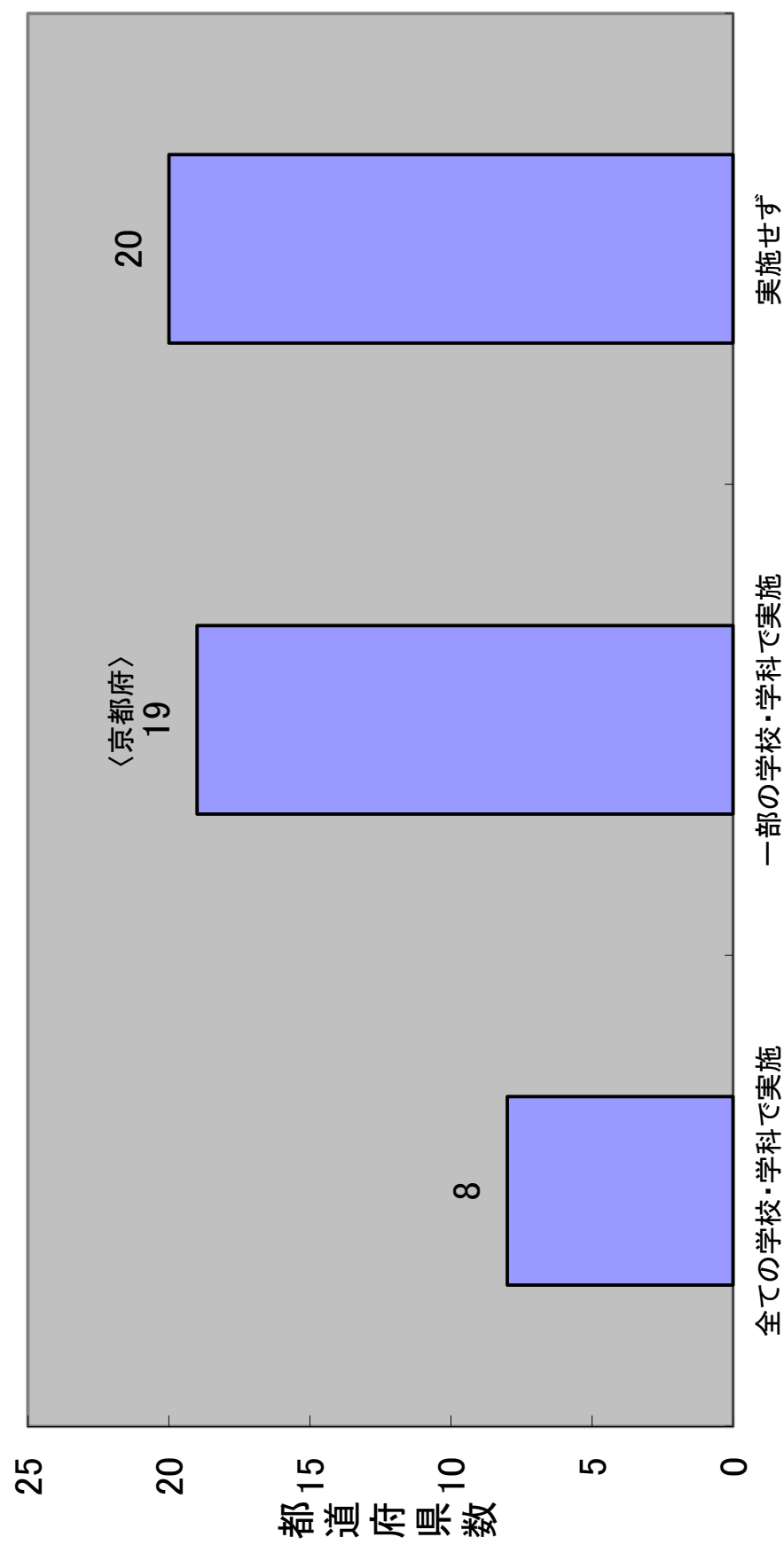
※「平成23年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」(全国高等学校入学者選抜改善協議会資料)より

一般入試における学力検査結果と調査書の活用方法（平成23年度選抜）



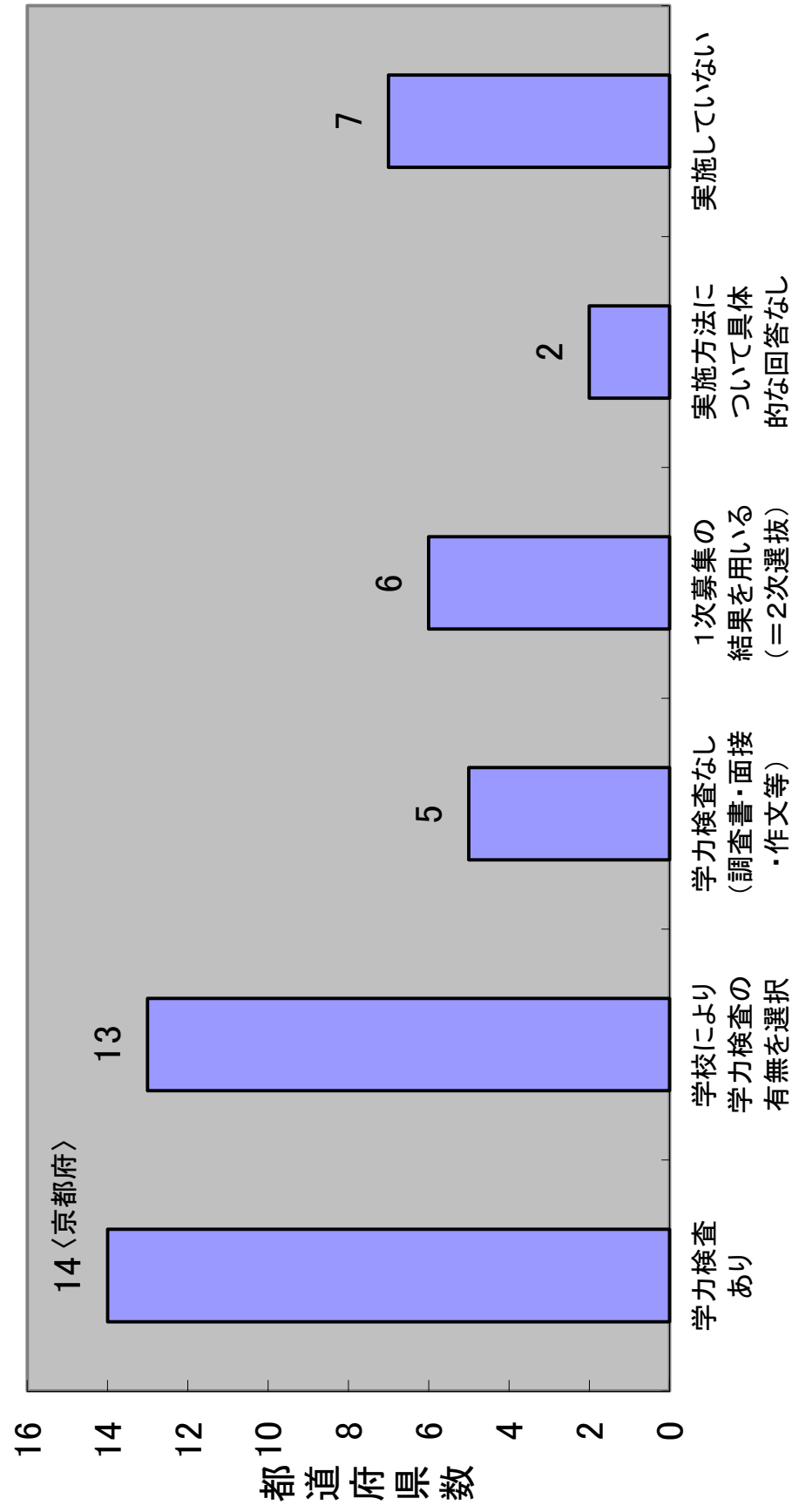
※「平成23年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」(全国高等学校入学者選抜改善協議会資料)より

受験機会の複数化（平成23年度選抜）



※「平成23年度高等学校入学選抜の改善等に関する状況調査」（全国高等学校入学選抜改善協議会資料）より

第2次募集の実施方法（平成23年度選抜）



※「平成23年度高等学校入学選抜の改善等に関する状況調査」（全国高等学校入学選抜改善協議会資料）より

懇談会における「教育制度」に係る意見（概要）

◆現状と課題

【生徒の意識】

- ・ 希望がかなって高校に入学してきた生徒の意識や意欲は高い。
- ・ 高校を選びたいという生徒や保護者の思いが強まってきている。
- ・ 友だちも行くからという理由や人気度などで高校選びをしている傾向がある。
- ・ 高校生活に期待を抱き、各高校の特色や部活動、卒業後の進路など幅広い選択肢の中から自分にあった高校を選ぼうとしている。
- ・ 私立高校への修学支援制度が拡充される中、私立高校も含めて複数の高校を受検し、合格した中から高校を選ぶ生徒が増えている。
- ・ うわさ話などから高校のあらぬ風評が立ち、進路選択に影響を与えている。

【類・類型制度】

- ・ 高校の特色づくりを進める中、生徒や保護者が学校を選択する傾向が強まり、類・類型制度だけでは生徒や保護者のニーズに対応しきれなくなっている。
- ・ 類・類型制度のもとでは、各高校において思い切った特色が出しにくい。
- ・ 希望の学校であれば第Ⅰ類でも第Ⅱ類でもよいという生徒が増えるなど、類・類型設置の趣旨が希薄になってきている。
- ・ 中学生段階で決めた進路が高校進学後にも変わることもあるが、現行制度のもとでは高校入学後には選び直しにくい。

【入学者選抜制度】

- ・ 生徒や保護者の声を受け、制度改正を重ねてきた結果、制度が複雑化している。
- ・ 多様化に対応しようとすれば制度も細かくせざるを得ない。また、評価尺度の多元化は必要だが、基準がわかりにくくなる面がある。
- ・ 地理的条件で入学校が決定されるため、希望と異なる学校へ入学したり、入学した高校の特色に合わなかったりする生徒もいる。
- ・ 現行制度では、希望する公立高校に進学できないという理由で私立高校を選ぶ生徒がいる。総合選抜という制度上の課題である。

◆今後の方向性

【制度設計に向けた議論の方向性】

- ・ 中学生が目的意識を持って高校選びができるような制度が必要である。
- ・ 各高校において、一人一人の生徒が望む進路や将来の希望に十分応えられることを基本に考えるべきである。
- ・ 本人の能力や学習成果によらず、制度によって生徒が希望する高校に進学できないという点については、早急に改善していかなければならない。
- ・ 入試制度は府内全体に関わるものであることを十分考慮して検討すべきである。

【中学校の進路指導】

- ・ 生徒一人一人の願いや希望、可能性について、しっかりと相談にのれるような進路指導の体制整備や生徒・保護者に対しての適切な情報提供が必要である。
- ・ 高校進学後の進路も含め、キャリア教育の視点からの進路指導が重要である。

【類・類型制度】

- ・ 高校入学後において、生徒が将来の方向性に気づいたときにも、選び直しができるような教育制度が望ましい。
- ・ 高校入学時に類・類型を選択するより、高校進学後に選択できるほうがよい。各学校がそれぞれの生徒の学習したい内容や意欲に応えるという観点から、例えば、学校裁量の中で柔軟なコース設定ができる制度が必要である。
- ・ 生徒の多様なニーズに応えすぎると、選択肢が広がりすぎてかえって混乱する。
- ・ 発達障害などの生徒たちの力が発揮できるような教育課程を整えた高校の在り方や教育制度についても検討していく必要がある。

【特色ある学校づくり】

- ・ 公立高校には、どの学力層の生徒にも開かれているだけでなく、個々の生徒の興味・関心に対しても開かれ、あらゆるニーズに応えられることが求められる。
- ・ 高校の特色づくりにより、生徒たちが希望する高校に進学し、各高校で一人一人が成長していける教育環境を整備すべきである。
- ・ 各高校の特色がすべて異なるということは難しいが、自校としての教育方針をもって、入学してきた生徒に力をつけることを大切にして取り組む必要がある。
- ・ 中学生や保護者を選んでもらえるような高校づくりをしなければならない。各高校の取組を特色としてきちんと中学生や保護者に伝える努力が必要である。

【公立高校の役割・私立高校との関係】

- ・ しっかりとセーフティネットの役割を果たす制度とすべきである。
- ・ 経済的な事情で公立高校にしか行けないが、高校に入って頑張りたいという生徒が進学できる道が開かれるようなしくみや支援が必要である。
- ・ 私立高校のあんしん修学支援制度の拡充等もあり、公立か私立かということに気にせず高校を選択する生徒も増えている。入試制度や入試日程を検討する際には、私立高校との連携も必要である。
- ・ 併願の私立高校に合格した段階で気持ちが切れてしまい、公立高校の合格発表を待たずに、私立高校への進学を決めてしまう実態がある。複数校受検できるというメリットも大切だが、公立高校の入試時期について検討する必要がある。
- ・ 保護者が地元の高校を卒業しているので、自分も同じ高校に行きたいという生徒も多い。地域とのつながりは大切にしていかなければならない。

【制度のわかりやすさ】

- ・ 生徒や保護者にとってわかりやすい制度とすべきであるが、わかりづらいから変えるべきものと変えてはいけないものを精選して検討する必要がある。

【特色選抜】

- ・ 志願者数が多いのは、一般選抜まで待てずに早く進路を決めたいという傾向が強くなってきていることも踏まえておく必要がある。
- ・ 可否の基準がわかりにくい。各高校の求める生徒像が、中学生のニーズとあっていない状況もみられる。何が学校の特色なのかをもっとわかりやすく説明する機会を増やすなど、高校と中学校の緊密な連携が必要である。

【通学区域】

- ・ 京都市・乙訓地域は交通アクセスが非常に良く、高校数も他通学圏に比べて多いということを踏まえて検討する必要がある。
- ・ 高校までの単なる距離や時間ではなく、交通アクセスがポイントである。

＜第5回懇談会配付資料＞

京都市・乙訓地域公立高校教育制度の改善に向けて (まとめの方向性)

※第4回懇談会までの協議内容より

1. 教育制度

改善の方向性①：学校の特色づくりのさらなる推進

高校進学率が98%を超え、入学してくる生徒の学力状況や意欲、進路希望なども以前にもまして多様化してきている。

高校は、生徒がより主体的に学習できる教育環境を整備し、魅力的で特色ある学校づくりに努め、生徒の学力伸長・個性伸長の取組をさらに推進するとともに、小・中学生や保護者などにより丁寧でわかりやすい情報発信を行う必要がある。

＜懇談会での主な意見＞

- 各校の特色づくりを進め、生徒の多様なニーズに応え、一人一人が成長できる教育環境を整備する必要がある。
- すべての公立高校が異なった特色化を図ることは困難だが、ベースは同じでも一つ突出したものがあれば、それが特色になりうる。
- 多様なニーズに応えるため、生徒が選べるメニューを示しつつ、自校の教育方針のもと、入学したすべての生徒に力をつけることが大切である。
- 中学生や保護者に選ばれる学校づくりを目指して、自校の特色を生徒や保護者にしっかり伝えていくことが大切である。
- 地域に根ざした公立高校の在り方も大切である。制度とは関係なく、地域の高校として、小・中・高の連携を行う中で、地元中学校から地元の高校を選ぶというつながりがあっても良い。

改善の方向性②：学校裁量の拡充と柔軟な教育システムの構築

進路選択の基準を類・類型ではなく、学校の特色におく中学生が増加している。

また、どの学校にも同じ類・類型を設置する画一的な「類・類型制度」のもとでは、入学後の進路変更に対応しにくいなど、柔軟で効果的な対応が十分には行われにくい状況が生じてきている。

そのため、学校の裁量を拡充し、すべての生徒の力をより一層伸ばし、生徒の興味・関心や意欲、学習状況、進路希望等に応じて、教育課程や学習形態の弾力的な運用を図るなど、きめ細かく、かつ柔軟な対応ができるよう、新しい教育システムを構築する必要がある。

なお、体育系などの第Ⅲ類については、これまで果たしてきた役割や成果と中学生のニーズを踏まえ、その特色を引き続き生かすようなシステムとすべきである。

＜懇談会での主な意見＞

- 生徒や保護者は類・類型よりも学校を選択する傾向が強まっている。
- 画一的な類・類型制度のもとでは、各高校は思い切った特色を出しにくい。

- 各高校がそれぞれの生徒の学習したい内容や意欲に応えるという観点から、学校裁量の中で柔軟にコース設定ができるような制度が望ましい。
- 第Ⅲ類については、生徒の個性伸長などこれまでの役割と生徒ニーズを踏まえ、その趣旨を十分に生かしていくべきである。
- 高校入学後に生徒の多様な進路選択や興味・関心に対応できるよう選び直しができる制度が必要である。
- 高校入学時に類・類型を選択するより、高校入学後に選択できるほうがよい。
- すべての生徒の力を伸ばし、一人一人の進路選択や学習意欲等に応えるため、教育課程や学習形態に柔軟性を持たせるべきである。
- 生徒の多様なニーズに応えすぎると、選択肢が広がりすぎて混乱する場合もあり、一定の配慮が必要である。

2. 入学者選抜制度

改善の方向性③：希望する高校を主体的に選択できる入試制度

高校の特色化が進み、学校を選んで受検したいという中学生が増える中、教育内容の共通化を基本に、受検生の居住地と入学校との地理的条件によって入学校を割り振る「総合選抜制度」は現状に合わなくなってきている。

また、中学生が将来を見据えて、自らの適性や意欲、希望などに応じて進路を考え、目標に向かって努力していくことが何よりも大切であり、そのことが生徒の人間的成長や生涯にわたって生き抜く力の育成にもつながる。

そうしたことから、キャリア教育の視点に立った進路指導の充実を図るとともに、総合選抜制度を見直し、中学生が希望する高校を主体的に選択し、その希望の実現に向けて努力し、その結果、努力が報われることが可能な入試制度を構築する必要がある。

その際、選考基準のわかりやすい、多元的な評価尺度による選抜制度の充実や各高校・学科などの特色に応じた学校裁量による選抜の実施についても併せて検討すべきである。

また、複数校を志願できる制度や募集定員に充たない高校での2次募集の実施など、受検機会を複数設けることが望ましいが、受検生に過度な負担を与えないように、選抜方法や入試日程、期間などの設定については配慮する必要がある。

さらに、障害のある生徒や不登校生徒、外国人生徒等の受検時における配慮や学習環境などについてもさらなる充実を図るべきである。

<懇談会での主な意見>

- 生徒が希望し努力をしても、制度によって希望校に入学できない状況が生じている。地理的条件によって入学校を決定する総合選抜制度は見直すべきである。
- 様々な魅力や特色を持った公立高校があり、生徒が学びたい高校を主体的に選択できる制度であるべきであり、基本的には単独選抜が望ましい。
- 学力状況は様々であっても、希望して入学してきた生徒の意識や意欲は高い。生徒の意志や意欲をいかに制度や学校づくりに活かせるかが重要である。
- 生徒が将来設計を考え、自ら学ぶ意欲が引きだせるような制度にすべきである。

- 一人一人の多様な個性を適切に評価するしくみとして、特色選抜の趣旨は残すべきであるが、合否基準がわかりにくいなどの課題は解消を図るべきである。
- 複数校を志願できる制度や募集定員に充たない高校での2次募集の実施など受検機会の複数化により、進路選択に幅を持たせるべきである。
- 経済的・家庭的事情等で公立高校しか選択肢がない生徒や発達障害の生徒、不登校経験のある生徒等が、安心して受検できるしくみとすべきである。
- 生徒一人一人の希望や可能性について、しっかりと相談にのれるような進路指導体制の整備や生徒・保護者に対しての適切な情報提供が必要である。
- 小・中・高の密接な連携のもと、高校進学後の進路も含め、キャリア教育の視点らの進路指導が重要である。
- 各高校・学科などの特色に応じて、学校がある程度の独自裁量で選抜できるようにすることが望ましい。

改善の方向性④：わかりやすい入試制度

これまで、生徒や保護者の多様なニーズに応じて制度の改善を重ねてきた結果、現行の入試制度は複雑でわかりにくいものとなっている。例えば、2月に実施している適性検査・推薦入学・特色選抜の複雑さや3月の一般選抜での学科等によって選抜方法が異なる状況を解消するなど、入試制度のしくみをわかりやすくし、中学生が主体的に希望校を選択し、意欲を持って受検できるよう、シンプルな入試制度を構築すべきである。

＜懇談会での主な意見＞

- 生徒や保護者の声を受け、制度改正を重ねてきた結果、制度が複雑化している。主体的な進路選択を促すためにも、わかりやすいしくみにする必要がある。
- 例えば、専門学科や第Ⅲ類での適性検査と推薦入学、同一校内に複数の学科・類が設置され、それぞれに選抜方法が異なることなどについて、解消する必要性がある。
- 変えるべきものと変えてはいけないものを精選して検討する必要がある。

【第5回懇談会での検討事項】

- ☐ 通学圏の設定
- ☐ 合否判定における学力検査や報告書の在り方
- ☐ 望ましい選抜日程の在り方
- ☐ その他